

# 階層分化に伴う農村家族の役割構造の 変化に関する実証的研究

—愛知県—農村の事例を中心として—

黒 柳 晴 夫

- 序章 家族研究の課題
- I 章 家族における役割構造の分析と意義
  - 1 節 家族の役割構造の概念と分析枠組の設定
  - 2 節 役割の類別
  - 3 節 調査地の選定と調査方法
    - (1) 調査地の選定
    - (2) 調査日時と調査方法
- II 章 家族の実態とその規定要因
  - 1 節 調査地の概要
  - 2 節 家族の外的規定要因
    - (1) 農業構造の特質
    - (2) 林業構造の特質
    - (3) 村民の賃労働者化と階層構成
  - 3 節 家族の内的規定要因
- III 章 家族の役割構造
  - 1 節 保護・教育
  - 2 節 経済活動
  - 3 節 家事
  - 4 節 対外活動
- 終章 結論

## 序章 家族研究の課題

第二次大戦後の民法の改正に伴って、それまで「家」制度をささえてきた旧家族法は廃棄された。旧家族法においては、その基本的原理は「家」の存続であり、そのための代表者たる戸主の大きな

権限、長男による単独相続、子の婚姻に対する親の同意権、および夫婦間の法的地位の差異等に象徴されていた。これは武士の儒教的家族制度を範としたものであり<sup>1)</sup>、維新以来の戸籍制度、徴兵制度、教育勸諭そして旧民法といった諸制度を通じて、権力によって強制されてきた。これは日本資本主義発達のために権力側から要請されたものであり、資本が貧弱であった日本においては、「封建

的な『家』の組織によって分散をさけ」ることによって資本形成に重要な作用をおよぼしたのであった<sup>2)</sup>。また「『家』の持つ扶養的機能が低賃金の源となり」「恐慌にさいしての失業救済機関<sup>3)</sup>」となっていたことも、短期間のうちに列強国と肩を並べるまでに至った日本資本主義の発展に対して、「家」が果たしてきた重要な役割であった。そしてこのことは、権力側から要請された任務でもあった。

しかしながら、戦後の一大改革によって、日本国憲法はその第 24 条において、結婚は男女両性の合意に基づいて成立するものとした。ここに旧家族法は否定され、夫婦の平等、男女両性の合意にのみ基づく婚姻、諸氏の平等、財産相続に関する諸氏の均等な権利等を含んだ新しい家族法が制定された。この新しい「家族法」の特色は、夫婦中心であることであり、家族は家とちがって特定の夫婦関係の存続する限り存在することになった。<sup>4)</sup>

このように法律体系における根本的な改革によって、「家」制度存続の法的支柱は失われた。この結果、特に農村の家族について見るならば、「家」存続の物的基盤としての農地が分割相続され、農業経営は益々零細化することが憂慮されるわけであるが、現実には農家が全てこの新民法の規定通りに相続を行ってほかなかった。それは、家族維持のための経済的基盤としての、「家」存続のための物的基盤としての家産が、なお実質的な意味<sup>5)</sup>を有していたからであった。つまりこの新民法の法価値が、日本の内部的客観的条件によって規制されたものとして出てきたのではなかったからである。

ところで、昭和 30 年 (1955) 頃から始まった高度経済成長によって、農村はそれまで以上に大きく変化することを余儀なくされた。農工間の所得格差とその地域的格差が顕著になり、このことが脱農化・離農化を促進し、さらに兼業農家の増大、特に第二種兼業農家の増大、家族成員の賃金労働

者化の増大、それに伴った農業労働力の女性化・高齢化などの一連の変化を惹起させてきた。これに加うるに、国家権力の強化と安上り農業政策の執行、それと生産や販売機構の巨大化と拡張による農村の消費構造の変化などは、それまでの村落構造に対しても大きな変化をもたらさずにはおかなかった。経済の高度成長政策は、生産組織の巨大化とより一層の設備拡張を求めることとなり、これまでの都市集中から地価と労働力の安価な地方に拡散するようになった。この企業の地方拡散は、農耕地の潰滅とその移動を激化せしめる結果になった。これにつれて農民層の分化・分解傾向は益々顕著となり、その「分解基軸はしだいに上昇して、上層農家といえども兼業化におびやかされている。」<sup>6)</sup>

こうして産業の高度化に規制されて出てきた生産と販売機構の変化は、農家の生産構造を、また大量消費と大衆文化の浸透は農家の生活構造を急速に変化させてきた。農家の農業生産への依存度は減少傾向をたどり、逆に家族外労働への依存度が増大しつつある。それは個人の経済活動の独立性を助長するものであり、「家」制度において強かった家長の家業経営の指揮権を弱めるものとして大きな作用をおよぼした。ところで農家の家族形態は、歴史的に見ても他産業に従事する家族と比べて一般に複雑であり、したがってその構成員も多かった。しかし、兼業化、青壮年層の他産業への流出を反映して、最近の農家の平均家族員数は、漸減傾向を益々顕著にしている。

以上のような農村家族を取り巻く一連の社会的状況の変化は、当然、家族の外部構造としての構成、形態、周期に、そして内部構造としての役割、権威、愛情（感情）に基づく人間関係の組織に大きな変化をもたらしていると考えられる。日本の家族研究においては、家族構成、家族形態、家族周期といったいわゆる外部構造に関する研究は、戸田貞三を始めとして早くから研究されてきた。反面内部構造に関する研究は、部分的な事例研究

を見るにすぎず、まだ同一基準によって比較研究することができるほど体系化された段階にまでは達していないといつてよい<sup>7)</sup>。しかも本研究の試みは、まだ先学の例を見るには至っていない。家族集団内部における成員相互の人間関係を研究する場合、「個人を中心とする関係面の分析と構造を中心とする組織面の分析」との二つのアプローチが考えられる<sup>8)</sup>。しかし農村家族の内部を研究する場合、資本家的経営が行われておらず生産と消費が一体化しており、その維持発展が組織的に行われていることを考慮するならば、構造的アプローチが有効であると考えられる。

家族の内部構造は、前述したように役割構造、権力構造、愛情（感情）構造という三つの面から考えることができる<sup>9)</sup>。こうした内部構造を家族内部におしとどめてのみ分析することは、既に述べたところでも明らかなように、家族を力動的関係の中で分析することができない。このような視点から、家族の内・外を取り巻く客観的条件、特に経済的条件が、内部構造をどのように規定しているか、したがって現在の農村家族の内部構造、特に役割構造の実態はどのようになっているかを、農村家族の事例分析を通して明らかにするのが本研究の目的である。内部構造の三つの面はそれぞれ独立してとらえられるものではなく、相互に関係し規制しあう中で構造化されているものである。特に権威と役割は、それらが共に家族内における成員の地位に関係したものであることにおいて密接な関係にある。本研究では、権威構造との関係を明確にしながらか役割構造を中心として分析検討してみたい。愛情（感情）構造については、心理学方面の研究蓄積がないことと時間的制約によって今後の研究課題としたい。

## I 章 家族における役割構造の分析と意義

### 1 節 家族の役割構造の概念と分析枠組の設定

家族は、一組の夫婦を中核として、これによって近親関係にある人々を含めて形成される場所の生活共同集団である。それらの各構成員は、それぞれ自己の欲求に基づいてばばらに行動しているのではなく、家族の維持、発展を目指してその機能と目的を遂行するために、相互に認め期待しあって組織的に行動しているのである。そして具体的な行動関係・人間関係を媒介として、各家族員はその家族内において一定の地位を与えられており、それは社会的にも慣習や制度によって認められ保障されている。夫・妻・父・母・子・兄弟姉妹といった続柄による、あるいは家長・総領・姑・嫁といった上下関係による位置は、家族体系においてそれぞれが占める地位として家族員のみならず社会的にも承認されている。

しかしこれらの地位には、その家族を含めて社会が課すところの行動・態度・価値といった一定の行動様式が伴っている。つまり、夫や妻であれば子どもを養育しなければならない、嫁は家事をしなければならないなどといったように、それぞれの地位に応じて一定の行動様式をとるものと考えられている。家族員は、おのおの自己の立場を介して考え、目的を持っているわけであるが、それを家族体系におけるこのような一定の行動様式に基づいた集団的行動の中で表現しているわけである。したがってこのように公認された行動様式をとらないことは、家族成員間に心的緊張をもたらす結果にもなり、また社会的にも非難の対象となりかねない。とりわけ農村のように各戸の同質性が高く、しかも近隣紐帯の強いところにおいては、社会的非難は一層強いものとなる。

このように家族集団という相互行為の場面にお

いて、家族内のそれぞれの地位と結びついて首尾一貫したしかも社会的に承認された行動様式を家族内の役割という<sup>10)</sup>。しかし家族員は組織的に行動しているのであり、それぞれの家族員が担っている個々の役割を通して相互に依存・補完しあって家族の機能と目的を遂行しているわけである。これらの役割の垂直的あるいは水平的な相互依存と相互補完の体系が役割構造である。

ところで家族内の地位は、「出目にもとづく地位」(ascribed status)と「業績の結果としての地位」(achieved status)との二つに分けて考えることができる<sup>11)</sup>。出目に基づく地位は、出目という偶然的事実によって生得的にその個人に定められた地位であり、性別や年齢による男子・女子・親子・兄弟姉妹等の地位がそれである。一方業績の結果に基づく地位は、自己が主体的に関与経験する中で選択、獲得して公認されたものであり、たとえば婚姻による夫婦・義親子等の地位がそれである。前者は、「家族を離れてもなお持続する可能性をもっているが」、後者は「不安定であり、役割期待に反する場合には比較的容易にその地位から離脱することが可能である。」<sup>12)</sup>これらの地位体系は、それぞれ特定の役割を伴っているわけであるが、個人という観点から見ると、両者は必ずしも同一のものではない。家族員個人の地位は、出目に基づく地位であれ業績に基づく地位であれ、結局は彼に与えられるものであり、その役割は、「現在のものであれ未来のものであれ」地位「にもとづいて習得される」ものである<sup>13)</sup>。したがって地位は、家族体系における位置を静的構造的側面から示すものであり、他方役割は、その位置にあるものを動的機能的側面から示すものである。そして地位は、それぞれに結びついた役割、つまり一定の行動様式をとるものとして認知されているのであり、したがって地位のない役割は考えられないし逆に役割のない地位も考えられない。

役割構造は、役割の量と質によって規定されて

いる。そこで役割を規定する要因を考えることが必要となってくる。その規定的要因は、大きく分けるならば、家族を取り巻く社会に起因する家族外的要因と家族内部自体に起因する家族内的要因との二つに分けることができるであろう。そこでこれら二類型の要因と家族の役割構造との関係を以下に見てみよう。

家族は開かれた体系であり、外部社会と交渉を持ちかつ外部社会からの影響をうけている。家族の本質は、究極においては「直接的生命の生産と再生産」とに求められるのであり、前者は子どもを生み、育てることであり、後者は家族存続のために生活資料の生産と獲得によって衣食住の諸対象を充足していくことである<sup>14)</sup>。特に後者の家族の生活資料の生産と獲得は、前章で述べたところでもわかるように、社会との関係を遮断しては考えられないし、逆にそれが社会体制によって規定されていることを認めざるをえない。

一般に都市の家族は、生活資料の生産・獲得としての生産機能とこれらを消費して家族の維持発展を計る消費機能とが分離している。ところが農村家族においては、これら二機能は完全に分離されておらず、家族内労働力による生産が行われている。しかも分散的混在耕地制下の小規模集約的農業経営は、多労働力を必要とし、また外部社会の、特に国家による社会保障制度の個人に対する生活保障があまりにも貧弱であるため、家族はその成員のために自衛集団としての性格を持たなければならない。このことが、農村家族を一般的に直系家族に象徴されるような複雑な家族形態にさせてきたのであり、また「家」制度を存続させる大きな要因ともなってきたわけである。したがってその人間関係は複雑を呈し、役割構造も当然複雑となっている。

しかし、農地改革以後の小規模零細経営の固定化は、昭和30年頃から始まった高度経済成長によって、農工間の生産力の格差を一層著しいものとし、それは所得格差の増大となってあらわれた。

一方高度経済成長による消費攻勢は、農民をより一層現物経済から貨幣経済の渦の中に巻き込み、他方技術革新に伴う農業生産様式の発展は、省力化を多少可能にししかも生産性を高めてきた反面、寡占価格下での農機具・化学肥料等の生産費の出費を大きくしてきた。また昭和35年の農業基本法（翌年交付施行）に打ち出された零細農切捨て政策や、最近の自由化政策による国外農産物の輸入—それは国家の大企業保護政策による資本輸出の反面であるが—も、農業経営を益々困難なものにしている。こうした一連の国家独占資本による圧力は、農民層の分化・分解を促進し、分解基軸を上昇させるかたわら兼業化・離農現象をもたらし、特に山村においては過疎問題まで起こしており、それが、農村家族の構成・形態はもちろんその役割構造にまで波及していることは容易に想像されるところである。

まず所得格差に伴う兼業化現象は、工業の成長・発展に伴う労働力需要の増大によって益々その傾向を大にしている。それは、農村の貧困の象徴のようにもいわれてきた過剰人口を解消させてきた一方で男子青壮年層を農業外労働へと流出させており、農業生産活動における人口構成に大きな変化をもたらしてきた。したがって農業生産は、老人や主婦が主体とならざるをえなくなり、それは下層農になるほど顕著に見られるようになった。また上・中農層においても、労働力の必要から農閑期だけの出稼兼業を多数生み出すに至り、その間は一切の農業生産・家計管理を老人や主婦にまかせざるをえなくなっている。こうした傾向は、農村女性を積極的に農業生産活動・家計管理あるいは子女の教育へと参加させ、民主的な教育の普及と相俟て、その役割の加重に伴う地位の上昇をもたらしている。それはかつての「家」に象徴された戸主権のもとにおける、子を生み「家」に仕える農村女性の地位に少なからず変化を与えるものとなった。女性の消防団等自治組織への参加もそれと関連するものである。

農業生産技術の発展は、生産性を高め、従来の親の経験に基づいた農業経営を改め、機械化と合理化による商品生産農業をもたらした。そこでは、新しい技術と知識が要求され、その結果家長の経験は優位を保持できなくなり、それに伴って家長の権威も家族内部では絶対的なものではなくなってきた。また、経済成長に伴う商品経済の強力な進行は、農業経営をより一層商品作物中心にし、これらに対処して、かつての生産・生活の補完組織であった同族団、「ゆい」その他の夫役労働を伴った部落ぐるみ的な生産諸組織に加えて、利害関係を同一にする農家によって種々の研究会や生産・出荷組織が作られてきている。こうした集団への参加は必ずしも家長ではなく、各農家の生産活動の実質的中心者によってなされ、ここにも家長の権威低下と、経済活動・対外活動における役割分担の変化を見ることができる。

ところで、高度経済成長政策による国家独占資本の生産と消費におけるこうした圧力が、「家」制度存続の要因に見られる戦前からの農村家族の持つ性質を払拭して、戦後の新民法に定められたような夫婦とその子女からなる夫婦家族を充分に出現させるまでに至ってはいない。それは、「農業経営が農家の消費生活から分離されて、多少とも利害計算ができるようになり、家業としてではなく職業として選択されるような農業に」なれないからであり、また、「農家の子弟も農業がいやであれば他産業に転じ、農家としての『家』をつづけなくてもよいように」<sup>15)</sup>ならないからである。なぜならば、前にも述べたように、「他の職場で十分に生活ができるだけでなく、住宅にも不自由なくなり、退職後の老後生活も農地によりかからなくてもよいほどに社会的に保障されるように」<sup>16)</sup>ならないからに他ならない。したがって、今もなお農村には直系家族が多く、その人間関係もやはり複雑であることは変わっておらず、役割構造も同様である。しかしこれまでに見てきたところでもわかるように、権威構造の変化、生活様式の変

化に伴って役割構造も変化しつつある。

先に見た兼業化現象は、農家の農業における専業経営が不可能となってきたことのあらわれであり、農民層の分化・分解の進行と見ることができるであろう。今や兼業化率は80%にもおよび、そのうちでも80%以上が「やとわれ兼業となっており、農民が益々賃労働者化していることがわかる。」<sup>17)</sup> こうした兼業化傾向は、経営耕地の少ない農家ほど多いことを考えるならば、基本的には、土地所有規模別階層分化と相関するものと見ることができる。それらの階層間においては、経済的包容力も労働力必要の多寡も異なっており、それに照応して生活様式も同一ではない。

したがって以上述べてきたように、家族外的要因によって規定される様式は、階層間によって量的・質的に差異があり、それは当然役割構造にも差異を生ぜしめている。このように役割と役割構造は、社会的に規定されており、社会の歴史的变化に伴って変化する。高度経済成長による激しい農村社会の変動は、農村家族をその渦中に陥れる中で、役割と役割構造の変化に端的に示されており、ここに本研究が役割の分析を通じて現代農村家族の変貌を見ようとする意義がある。

ところで家族を取り巻く社会的な規定要因のみを見て、それらの家族外的規定要因を受け入れる家族の持つ家族内的規定要因を軽視するわけではない。地位に基づいて役割行動をするのは家族員各個人であり、家族の構成員数、家族周期、家族形態、世代、性別、年齢等は、家族成員への役割配分に当然影響をおよぼす要因となることは容易に考えられるところである。

家族の構成員数が多ければ、それだけ役割は多くの人に配分されるかあるいは同一の役割を複数の家族員が分担するであろう。それは、役割構造をより複雑化することになる。しかし構成員が、どのような世代、どのような年齢層、どのような性別の人間を含むのかによって役割配分の実態は変わってくる。前に述べたように、一般に農村家

族においては、生活保障的・自衛手段的生活集団としての「家」が歴史的発展をとげる中で形成させてきた、家産を守って次世代に受け継がせようとする意識が今なお残存しており、それと現実生活における生活保障と生産と消費の未分化による多労働力の必要から、直系家族や複合家族のような複雑な家族形態をとっている家族が多く、そのことが農村家族の構成員数を多くしている。そして、これらの家族形態は、成員の成長にしたがってその内容が周期的に変化する。それに伴って、「総領の十五は貧乏の峠」「末子の十五は栄華の峠」という農村の諺に示されているように、家族員の労働力や経済力が律動し<sup>18)</sup>、かつ役割構造もそれに照応したのものとしてあらわれる。

一般に男性は、女性に比べて強健であり、出産とか育児といった機能を果たさなくてもよい。したがって男性は、女性よりも生産などの経済活動に適しており、それは主に男性の役割となっている。一方女性は、男性ほど体力や技術を要せず、しかも育児の障害にならないような家事などの役割を受けもっている。このような性別による、あるいは年齢による自然的生理的な能力差異による分化によっても役割は規定されている。

しかし、役割が地位と不可分の関係にあることを考えるならば、家族構成員を地位と結びつけた形でとらえることが必要である。一般に、家族内における地位は、初めに述べたように、それが出目に基づく地位であってもあるいは業績の結果としての地位であっても、続柄関係と不可分な関係にある。したがって、続柄に基づいた家族形態別に家族を分析することによって、役割と地位との関係を明確にすることができる。

しかし、青壮年層の他産業流出による兼業化の増大は、労働力確保の困難さから、経営耕地の縮小化をもたらしている。また高度経済成長による企業組織の拡大は、土地と労働力が安価で豊富にある地方への企業資本の進出、拡散をもたらした。こうした農地の減少・移動は、零細農になるほど

家族内労働力の必要性を弱め、それに伴って家族形態も核家族の形態を生み出しつつある。このことは、役割構造が階層間において異なっていることを示すものである。

以上家族の外的規定要因・内的規定要因と役割構造との関係を見てきた。高度経済成長政策による国家独占資本の圧力は、農民層の分化・分解を進行させ、農村家族の生産・生活様式を変えるとともに家族形態をも変化させつつある。また役割が地位と不可分であることから、役割構造は、家族形態に規定されている。したがって本研究では、階層間と家族形態間の同質性と差異性に視点をあてて家族の役割構造を分析することにした。

しかし現実生活においては、これら内的・外的な諸要因が複合的に作用して、様々な役割構造の実態を示している。役割も役割構造も、社会の変化に伴って変化するものとしてダイナミックにとらえる必要がある。

## 2節 役割の類別

家族は生活共同の集団として、直接生命の生産と再生産を通して、その維持・発展のために種々雑多な機能を果たしており、家族成員は、これらの機能を意図的あるいは無意図的に果たす過程で、その地位に応じた役割を習得・分担している。前節で述べたように、農村家族においては、一般的に生産と消費が未分離であり、家族構成員も多く、したがって役割分担は複雑・多岐の様相を呈している<sup>19)</sup>。しかし、生活条件は家族ごとに異なっており、役割行動もそれに照応して一様ではないであろう。本研究は、高度経済成長に伴う資本の収奪によって惹起された兼業化の増大、都市化、過疎化現象による地域社会の解体・再編等の激動期における農村家族が、それらの資本の圧力をどのように受けとめているかを、一農村家族の役割構造の実態を通して一般的にとらえようとするものであり、そのためには役割行動も核家族に共通したものを、したがって家族の機能に即応し

た役割行動を考える必要がある。

家族は、夫婦関係の存在を根拠とする生活共同集団である。たとえ夫婦関係の一方が欠けるか、あるいは両方が欠けて未婚者のみを含む場合であっても、それは過去において夫婦関係があったか、または将来それを持つべき過渡的段階であると考えられる。このように夫婦の存在が前提となることによって、家族にはまず夫婦によって果たされる性的機能がある。これは、特定の男女の婚姻関係による性的欲求充足の機能に他ならず、他方では、社会的に承認されることによって性的秩序の維持・統制を保障するものである。後者は、公娼制度が廃止された結果その意義を一層明確にしている<sup>20)</sup>。

ところで男性の経済的な優越の結果、私有財産は、女性も法制的にはその相続が可能であるにもかかわらず、実質は父から息子へと父系男性に相続されている。このことは、資本主義社会においては、女性が、被抑圧階級たらざるをえないことを示しており、性的能力をも商品取引の客体とすることによってしか諸々の欲望を満足させることのできない状態におかれる結果ともなっている<sup>21)</sup>。また男性においても、婚姻締結の場合、財産・社会的地位によって価格を持つ。これは、排他的で継続的な、婚姻締結後の家族生活の安定を少なからず保証する基準となっている。

資本主義社会においては、婚姻が打算婚とならざるをえないのはこの故であり、女性にとっては、婚姻は「一つの就職であり、養老保険である」<sup>22)</sup>とともに、離婚しがたい理由もここにある。農村家族を含めて、一般に異階層間の婚姻関係の成立が少ないことは、この事実の一端を示している。農村においては、その社会構造をも端的に示す所有面積の規模、社会的地位・家格などが婚姻成立の大きな条件であったし、現在もそれが、婚姻後の生活安定のために少なからず存在している。また直系家族が多く、そこでは家産の維持のために、既婚の継嗣と親との同居が世代的にくり返され、

しかも「家」の存続の故に、実質的な家産の所有者である家長の権限は強力であり、妻や嫁の地位はそれに比してかなり低いものとなっていた<sup>23)</sup>ことは前に見たとおりである。しかし、最近の兼業化現象は、農業労働の主役を主婦や嫁に移させ、あるいは彼女らを賃労働による家族外生産活動へ引き出しつつある。このことは、農村家族における女性の地位の向上に影響をおよぼしている。

このように、特定の男女相互の愛情に基づく完全自由な婚姻締結が実現されず、婚姻関係に入る時から既に夫と妻の間には経済的な優劣が存在し、しかもそれは以後の家族生活においても終始堅持され逆転することはない。したがって、家族生活における性的機能は、絶えず夫婦間の関係を持続するための諸々の努力（相互の理解、生産活動・社会活動における協力、価値観の均質化等）を、家族構成員の人間関係を通じて払うことを必要不可欠とする中で実現されている。それゆえ、この機能に対応する役割行動の領域はあえて設定せず、それを以下に述べる領域全体にわたって、夫婦による役割行動の分担のうちに間接的に見るとどめた。

性的欲求の充足は、子の出生と結びつく。そこに親が子を生みかつ育てるという生殖機能を考えることができる。一般的にいうならば、同一の現象について、性的機能は動機に関し、生殖機能は結果に関していうにすぎないであろう<sup>24)</sup>。しかし、生殖を予期しない性欲充足を考えうるから、これら二機能は分けて考えられなければならない。とりわけ農村の家族においては、生殖は重要であり、家産の相続者と親の老後の生活保障者としての継嗣をうることは一家の重大関心事である。かつての農村においては、子がなければ離婚の条件となったし、それが「かつて世界最高の地位を占め」<sup>25)</sup>た離婚率を見るに至った原因でもあった。現在においても養子をとることは普通に見られることであり、また女子のみの子どもしか持たない家族にあっては婿養子をとることが当然

とされていることは、この事実を如実に物語っている。

ここに横の人間関係としての夫婦関係に加えて、縦の人間関係としての親子関係が創出され、家族の基本的構造が形成されるわけであり、したがって役割構造は、基本的には夫婦の役割分担と親子のそれとの展開としてあらわれている。

しかし生殖による子の出現によって、社会的には種の保存（再生産）を保証するわけであるが、それは子への文化伝達、子の社会化へと進められなければならない。そこで、生殖機能に関連して、家族の教育的機能が考えられなければならない。家族における教育的行為は、意図的ではあっても必ずしも計画的に行われているわけではない。しかしそれは、日常の生活実践を通じて生活様式を子どもに内在化させていく。子どもの側からいえば、社会化の作用は出生とともに始まっているが、出生後一定期間母乳に依存せざるをえないがため、社会体系の内面化はまず母との特殊関係を通じて始められる<sup>26)</sup>。乳幼児、少年、青年と成長するにしたがって、それは、父・祖父母・兄弟姉妹との関係へと拡大されるとともに、内容が複雑多様になってくる。こうして子どもは、家族構成員としての、また社会構成員としての資質を付与されていく。

そこで上述の二機能に対応する役割行動の領域として、子どもの保護・教育を取り上げることにした。しかも子どもの側の成長にしたがって、乳幼児・少年・青年の三期にわたって質問項目を設定し、子の成長と役割分担との関係にも配慮した。

ところで生活共同集団としての家族の維持のために、そこでは生産と消費との経済的機能が果たされている。農村家族の場合、生産活動は農業であり、自給農作物の生産と商品作物の生産・販売を通じて家族の維持・発展を計っている。しかし「独占の作用によって、農業資材の価格が相対的に高く維持されるのに対して、農産物のほうは、植民地農業の競争の激化—それはまた資本輸出の



反面であるが一もあって相対的に不利な地位<sup>27)</sup>に立っており、反面農民自身の生活費は膨張をよぎなくさせられている。一方労賃の相対的騰貴、農業生産力の相対的な立ち遅れ、そして分散的混在耕地制に加えて農地改革以後の小規模自作農の大量創出が、農業における経営の拡大と資本家的農業経営をはばんでいる。したがって農業生産活動は、依然として家族労働力に依存せざるをえないのであり、また中・下層農にとっては、兼業化あるいは脱農化が避けられないものとなっている。このような国家独占資本の圧力は、既に述べてきたように、農業生産構造に影響をおよぼし、家族労働力に依存しながらもそこにおける労働力構成を変質させてきている。これら家族の経済的機能における生産的活動と家計管理に対応する役割行動の領域として、経済的活動を取り上げることとした。

一方、これらの経済活動に規制されながら、家族員は、消費的役割行動を分担し、家族の維持・発展を計っている。これは、人間生活の最小の単位として、社会保障の網目にかからないすべてにわたる生活保障の場としての家族<sup>28)</sup>の内部でのみ行われるものである。そこでは、労働に対する支払いは行われず、その労働は、「使用価値を生産するが、交換価値を生み出さない点で、賃労働と決定的に異なった性格をもっている。」<sup>29)</sup>収入と生産物をえることのできる労働力の再生産を基本的任務としながら、そこでは、家族の維持を目的とした消費活動が行われる。したがってこれらの役割行動の領域として家事を取りあげた。

以上の三領域に加えて、日本の家族とりわけ農村家族の特質を考慮して、対外活動の役割領域を設定した。部落総会・村行事・婚礼・葬儀等の参加は、単なる個人としてではなく、「家」の代表者として家長あるいはそれ相当の家族員が参与してきた。信仰集団（講・氏子・檀徒集団）、官設的集団（青年団・婦人会・消防団等）等の諸集団においても、単に集団構成員自身の参加にとどまらず、

その背後の「家」あるいは階層が少なからず意識されており、集団内の権力構造はそれらの投影としてあらわれていた。しかし、戦後の国家独占資本主義体制の深化する中で、前節で述べたように、部落ぐるみ的な集団に加えて、業種別あるいは作物別の研究会や生産・出荷組織等の機能集団の出現をみるに至っているが、そこにおいても上の特質が払拭されてしまっていない。したがって、家族員の対外活動は、個人に解消しえない役割行動の領域を形成している。

役割を以上のように4役割行動領域に区分したが、家族員が実際どのようにこれらの役割に関与しているかを見るためには、さらに具体的な行動項目についてみてみなければならない。そこで、

第1表 役割区分と役割項目

役割区分	役割項目
I 保護教育	1 乳幼児のせわ
	2 子どものしつけ
	3 学習の指導
	4 中学生以上の男子の相談相手
	5 中学生以上の女子の相談相手
II 経済活動	6 家計の支持者
	7 普段の金の出入れ
	8 金目の物を買う時の決定者
	9 作業の段取り
III 家事	10 部屋の掃除
	11 庭の掃除
	12 風呂たき
	13 夜具のあげおろし
	14 食料品の買出し
	15 炊事
	16 献立決定
	17 食事のあとかたづけ
	18 洗濯
19 裁縫	
IV 対外活動	20 PTA出席
	21 組集会
	22 近所づきあい
	23 親類づきあい

それぞれの役割の領域において最も一般的であると思われる行動項目を選び、第1表に示すように4領域にわたって23の役割行動項目を決定した。

上述のごとく、役割の領域を家族の機能に即応して区分してきたが、本研究の目的が農村社会の変動によって役割構造がどのような変容をよぎなくされているかを階層間の差異性において見ることにあり、そのために客観的指標としての具体的一般的な役割行動項目を設定したわけである。したがってなるべく単純な形で上表のごとく23の役割行動項目をあげるにとどめることにした。

### 3節 調査地の選定と調査方法

#### (1) 調査地の選定

本調査研究の対象地となったのは、愛知県の北東端に位置する、北設楽郡富山村全村であった(第1図参照)

本村に対する社会学的調査研究は、既に日本文科学会編『佐久間ダム』(東大出版)によって、佐久間ダム完成前後の村落構造の変動が克明に研究されてきた。上書でもわかるように、昭和30年完工の佐久間ダム建設は強制収奪・強制離村を

徹底して進め、村の存続に一大危機をもたらした。これに端を発し、それ以後の高度経済成長政策の作用も受け、典型的な過疎地域となり、今日では行政村として全国に類のない弱小村になっている。

本村は、歴史の古い典型的な山村であり、ほぼ自営農林業と林業賃労働者世帯から構成されている村落である。古くから用材・薪炭・養蚕の商品生産を行っており、また飯田線(旧三信鉄道)の開通によって、典型的な閉鎖性を持つ村落であるとはいえないが、村内婚率の高さや社会的移動の流出一方向性、そして地形的隔絶性にも見られるように、過疎化の中にもなお旧村としての統一性を持った村落である。

こうした村落社会の特質を背景として、生活様式の類似性から、家族間の差異を村落構造をふまえた階層間の差異性に求めることが容易であると思われる。また人口流出や過疎現象が盛んに見られることは、家族構成や家族形態に、したがって役割構造にも変化をもたらしていると思われる。

本研究は個人の単独研究であり、費用その他の制約があった。したがって、家族を規定する村落



第1図 富山村位置図(調査時)

全体の規定要因を考慮して役割構造を分析するには、本村程度の規模を選定することしか許されなかった。

以上述べた理由は、本村が農村といっても山村であるが、既に述べた本研究の意義と一応合致するものであった。したがって、本村を調査対象地として選定した。

## (2) 調査日時と調査方法

本調査は、昭和44年6月27日に行った前項に述べた予備調査の結果に基づいて、昭和44年7月14～16日の3日間にわたって、調査員14名を動員して実施した。

富山村全村92世帯のうち、単身赴任の教員4世帯と不在等で調査不能の3世帯を除いた85世帯全部を調査対象とする悉皆調査を行った。調査内容は、2節で述べた役割調査と家族調査からなり、これらの二調査票に基づいて、調査員による各世帯の面接聴き取り調査を実施した。

## II章 家族の実態とその規定要因

### 1節 調査地の概要

本調査の対象地富山村は、愛知県の東北端に位置し、東側は天竜川（佐久間湖）を介して静岡県と、北側は八嶽山（1140m）を越えて長野県と接している山村である。南北西三方を一千m以上の峻険な山に囲まれ、東側も天竜川をへだてて同程度の高さの山が静岡県側を連ねており、かつての急流天竜川と支流漆島川の刻んだ峡谷のわずかな緩傾斜地（20°～40°）に開けた地形上きわめて隔絶した村である。したがって、1937年（昭和12年）三信鉄道（現在の国鉄飯田線）が開通するまでの村と外界をつなぐ通路は、天竜川の船運に頼るか、隣村富根村に至る標高九百余mの霧石峠を越える細い山道に頼るか以外に手段はなく、村外からの生活物資や村内からの木材・木炭・繭等の商品作物の移出入は、これらの通路による川

船・筏・人背に依存していた。天竜川対岸の鉄道開通後は、小和田・大嵐・白浪の3駅が利用できるようになり、それまでの交通の不便さは多少緩和されるようになったが、それとて天竜川に掛られた粗末な釣橋を渡る通行者の人背によらなければならなかった。現在は、昭和30年完工の佐久間ダム建設により白浪駅は湖底に沈み、豊橋から3時間の大嵐駅が村外と本村を結ぶ中心となり、ここから村の中心大谷部落までは、ダム補償によって建設された鉄筋の釣橋をわたって20分で行けるが、漆島川中流の漆島部落までは2時間弱を要する。一方、道路も天竜川の西岸沿いにダムを渡って静岡県の佐久間に通ずる道路が昨年全通し、自動車による村外への通行も可能となった。この道路は、村を通過して長野県の天竜村に通じており、木材の搬出を始め生活物資の移出入にかつて見ることのできなかった機動性を示している。ダム建設以前は、部落間の交通は徒歩を許すのみの山道でほとんどが結ばれており、昭和27年当時徒歩以外の交通機関としては、村中に自動車7台を数えるにすぎなかった。ダム水没に伴う大嵐―漆島間の補償道路は、各部落を平坦に結ぶ幅員3.5m以上の道路として昭和31年完成された。現在では、57%の世帯が、自転車・オートバイ・自動車のいずれかを持っている。

村の成立は古く、村の諸部落は、1330年代に亡命武士の典型的な「かくれ里」として成立し、河内部落を中心に市原・大谷・漆島・佐太・中野甲部落の順に開発されて、14世紀までにはほぼ現在に近い村落の配置が完了した。それ以降にできた山中部落とともにこれら諸旧村が1880年に合村して富山村が成立した<sup>30)</sup>。しかし、電源開発と銘うった佐久間ダムの建設は、富山村をその基盤からゆるがし、村の存命にかかわる危機に陥れた。直接間接に水没被害をうけた世帯は、103世帯（559人）で、実に当時の全村世帯数の55.4%（同54.4%）にもものぼり、ほとんどが村外への移住をよぎなくされた<sup>31)</sup>。一方土地の喪失は、宅地

6,679 坪（同全体の 38.4%）、水田 4.1 反（同 57.8%）、畑 16 町 1 反（同 43.8%）、山林 90 町 2 反（同 2.8%）、採草地その他 11 町（同 7.0%）であり、特に集落周辺に集中している耕地の喪失率が著しく大きくなっていることが注目される。この水没によって、山中・河内・佐太（現在も 1 世帯が住んでいる）は廃部落となり、したがって現在富山村は、水没被害を全然うけなかった漆島（10 世帯、36 人）、所有地のみが水没被害をこうむった市原（18 世帯、77 人）、大谷（33 世帯、120 人）、中野甲（20 世帯、108 人—佐太の 1 世帯、8 人を含む）、それと河内部落の一部であって直接水没をまぬがれた横林（11 世帯、45 人）の計 5 部落（92 世帯、386 人）で構成されている。

耕地の半分以上が湖底に沈んだ結果、それ以前でさえわずかであった耕地は一層せばめられ、第 2 表に示したように、全村面積の 2.6% を占めるにすぎず、その内訳は、水田 3 反、畑 20 町 6 反となっており、在村 92 世帯に対する平均耕地面積は 2 反 2 畝に達しない。しかも、その大部分が急傾斜地に石垣を築いて作った畑地であって、農業生産は食糧を自給するには遥かにおよばず、単にそれを補足するにとどまる。だから、村民の生業は山林に依存する他ない。しかし、山林の多くは村外者の手に流出しており、したがって彼らは、半農的林業労働者あるいは完全な林業賃労働者として生活する以外にその道はなくなっているの

第 2 表 地目別土地面積

種 別	面 積 (反)
総面積	9242 (100%)
山 林	8518 (92.1%)
畑	206 (2.2%)
田	3
宅 地	34 (0.4%)
池 沼	481 (5.2%)

昭和 43 年課税地 村勢要覧による

ある。

このような経済的圧迫は、若年労働力の村外への流出を促すばかりでなく、離村世帯をも増大させ、過疎化現象をもたらしている。村の機能は、種々の方面においてその影響をうけて、農業協同組合もダム建設後解散しており、過疎化の発端はダム水没当時にさかのぼることができる。村の人口、世帯数の減少してきた過程は第 3 表に示すとおりで、現在では全国に見ることのできない弱小な村となっている。

村の中心は大谷部落であり、ここには村役場をはじめとして、県土木事務所支所・診療所・郵便局・警察・森林組合などの諸機関が集中している。

第 3 表 人口・世帯の変遷

年 別	世 帯 (戸)	人 口 (人)		
		男	女	計
昭和 27 年	180	524	502	1026
昭和 28 年	188	528	501	1029
昭和 29 年	148	434	350	784
昭和 30 年	130	389	296	685
昭和 31 年	127	292	277	569
昭和 32 年	130	294	273	567
昭和 33 年	132	312	283	595
昭和 34 年	124	306	276	582
昭和 35 年	119	295	269	564
昭和 36 年	116	291	266	557
昭和 37 年	109	263	264	527
昭和 38 年	99	242	252	494
昭和 39 年	98	235	253	488
昭和 40 年	90	215	235	450
昭和 41 年	92	202	232	434
昭和 42 年	96	204	235	439
昭和 43 年	97	201	230	431
昭和 44 年	92	179	205	384

村勢要覧より作成

注) 43 年は 8 月末、44 年は調査時、他は各年末現在

保育園・小学校・中学校は、同一校舎を共同使用して市原部落にある。中野甲、大谷、市原の3部落は氏神を共同にして、外観上も一つの集落をなしているに近く、村内では比較的耕地にめぐまれて、日照も多く、農業部落的性格を有し、部落内婚率が非常に高く、それが近隣紐帯を一層強めている。これに対して横林、漆島の2部落は、地形的に耕地にめぐまれず、林業労働関係の非農世帯の来住が集中するところとなり（漆島部落では、10戸のうち4戸が終戦後の来住世帯で、うち2戸は非農世帯である）、異質性が高いといえる。

## 2節 家族の外的規定要因

### (1) 農業構造の特質

既に述べたように、本村の産業としては、農業と林業以外にはなく、その農業は、山村農業の特質として、急傾斜地の劣悪条件からくる低生産性と、極端な小規模零細性とを具備し、農産物の自給にさえ役立っていない。それは、食糧を補足するための副業的農業の域を出るものではない。1965年中間農業センサスによれば、耕地は、田がわずか0.30 ha（農用地の2.6%）、普通畑8.30 ha（同57.80%）、桑園地57.2 ha（同39.83%）、果樹園0.04 ha（同0.37%）である。このように本村は、耕地の絶対量が自然地形的条件によって厳し

く制限されている。耕作戸数は50戸であり、全耕地14.36 haに対する耕作戸数1戸当たり平均面積は、29 aに満たないのである。経営耕地の規模別世帯構成を示せば、第4表の如くであり、農家の約67%が3反以下の耕地しか持たないという零細さである。しかも非農家世帯が、全村の41%にも達していることは、1950年には129戸も農家があったことを考えると<sup>32)</sup>、後述するように農民がいかに脱農賃労働者化していったかがわかる。

このような耕地の狭小・零細さに加えて、自然条件による農耕条件の制限は、本村での農業経営を一層苛酷なものにしている。耕地はすべてが傾斜地であって、その大半は石垣を積み上げ傾斜を緩和することによってかろうじて確保されたものであり、しかも年平均2,200ミリ位の県下最多雨地域に属するので、肥料分および表土の流失がきわめて大きい。そして傾斜地の石垣積みであることから、畦畔面積に多くをとられ、耕地は等高線に沿って狭長な形状を呈し、そのうえおうとつの激しい斜面に沿って上下に分散している。したがって、農耕作業は流土防止に絶えず注意して行われ、農作物や肥料の運搬作業は苛酷をきわめている。農具は鋤、備中鋤、鎌、「しよ板」（背板）が主であって、耕運機は全村で1台導入されているだけであり<sup>33)</sup>（第5表参照）、役畜が1頭もないことを考え合わせると、本村の農業は機械化に

第4表 経営耕地所有面積別世帯構成

(戸)

部落 \ 耕地別	なし	~0.5反	~1反	~3反	~5反	~7反	計
漆 島	3		2	5			10
横 林	6		1	4			11
市 原	10		2	2	2	2	18
大 谷	18		4	6	5		33
中野甲	5		1	6	3	5	20
計	42		10	23	10	7	92

1965年中間農業センサスによる

第5表 所有農機具合数

農機具 \ 部落	漆 島	横 林	市 原	大 谷	中野甲	全 村
脱穀機 (台)	1	1	1	3	1	7
発動機 (台)	1	2	1	4	1	9
麦つき機(台)	1					1
耕運機 (台)		1				1
所有世帯(戸)	2	4	1	4	1	12
農業世帯(戸)	7	5	8	15	15	50

本調査による

第6表 土地所有規模別養蚕農家世帯構成

(戸)

マユ生産 耕地	～150 kg	～200 kg	～250 kg	～300 kg	計
なし	1		1		2
～1反					
～3反	2	1	2		5
～5反	5	1	1	1	8
～7反		1	3	1	5
計	8	3	7	2	20

1965年中間農業センサスと養蚕組合資料による

よる省力が全然行われておらず、すべて人手に依存しているといえる。

農作物は、陸稲・小麦・はだか麦・馬鈴薯・甘藷・大豆・小豆など食料の補充を目的としたものを主としており、それに自給用野菜が作られている(1965年中間農業センサスによる)。かつての商品作物であったコンニャクイモもほとんど作られておらず、これら農産物の商品化の余地はきわめて少ない。したがって農産物商品化は、次に述べるように繭が中心となっている。

養蚕は、中野甲を中心に20戸で行われており(中野甲12戸、大谷6戸、市原2戸、その生産規模は第6表参照)、昭和43年度実績では、春蚕1,747.5kg、初秋蚕609.4kg、晩秋蚕1,375.7kg、総計3,732.6kg生産され(富山村養蚕組合調べ)、

その総売上げ額は約360万円にのぼった(1kg単価約1,000円)。第6表でわかるように、3反以上の耕地を持つ農家に養蚕農家が多く(65%)、桑園地を確保できる農家でないとできないことを示している。しかし耕地を拡大する余地すらないのであり、新たに桑園地を拡大することは困難であることを考えると、養蚕規模もこれ以上の飛躍的拡大は望めない。蚕の飼育作業は、主に姑や嫁など老婦女子の仕事となっている。これは裏をかえせば、専業農家では経営が成り立たず、男の労働力が林業労働等に流出せざるをえないからである。

以上のように、農家の作物商品化は非常に少ない。したがって農家の農産物売上げ額も少なく、第7表に示すとおりである。

第7表 農産物総売上げ別農家世帯構成

売上げ	耕地面積					計
	～1反	～3反	～5反	～7反		
なし	5	14	1			20
～3万円	3	3	1			7
～10万円	2	6	6	4		18
～20万円			2	3		5
計	10	23	10	7		50

1965年中間農家センサスによる

第8表 森林面積

人工林		天然林		合計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
159,500 a	190,930 m <sup>3</sup>	150,680 a	103,548 m <sup>3</sup>	310,180 a	294,478 m <sup>3</sup>

森林組合施業案調査による

このことは、自然的条件によって制約され、相対的に生産力が低下し、一方で生産資材が相対的に上昇する中で、独占資本段階の諸作用によって膨張せざるをえなくなっている農民自身の生活費を満たすことがきでなくなりつつあることを物語っている。したがって農家は、すべて自営もしくは家族外賃労働による兼業農家であり、その80%弱が第二種兼業農家となっている。

## (2) 林業構造の特質

本村の農業が、前節で述べた如く零細化の一途をたどり、生活の基盤として成り立たなくなっている以上、当然その生活基盤は、村面積の90%以上をしめる山林資源に求められよう。しかしそこにおいても、後に述べるように、村民を賃労働者化せしめている事実を認めることができる。

本村は、一部の乾燥地・岩有地を除けば、土壌は壤土・砂壤土で、土質は比較的良好で、気候もやや内陸的ではあるが降水量が多く多湿で林木の生育に適しており<sup>34)</sup>、その成長は普通より5年ぐらいい早い<sup>35)</sup>。また天竜川に面しており、ダム完成以前は筏で、現在は飯田線あるいは自動車でと伐

木の搬出が容易で、早くから林業生産は盛んであった。昭和42年現在、森林面積と木材蓄積量を示せば第8表の如くである。

人工材が51.2%で林業経営面積を拡大する余地がありそうであるが、林道の開発が充分でないに加えて、急傾斜の地形が植林可能地を極度に制限しており、これ以上の人工林化はかなり困難を来すと思われる。蓄積材は、スギを中心にヒノキとで約6割を占め、他はナラ・クヌギ等の木炭用雑木が主となっている。

山林の所有形態についてみると、実面積約3,100町の大部分が私有林となっており、他には、寺有林・村有林の3町<sup>36)</sup>のみがあるだけで、部落有林・国用林はない。私有林のうち、山林所有者の村内外別を示したのが第9表であり、山林所有の一部集中と零細化が進んできたことを物語っている。

特に注目されるのは、山林所有者の村外移動であり、それは山林面積の約8割にものぼっている。したがって村民の生活基盤となる山林資源は、実質には山林面積約3,100町の2割にとどまり、こ

第9表 山林所有の零細化と村外移動

(戸)

年次	所有者	1町未満	～5町未満	～10町未満	～20町未満	～50町未満	50町以上	計	所有率(%)
明治13年	村民	6	44	22	9	3		84	100
昭和27年	村民	54	27	18	5			104	50.7
	村外者	46	34	13	4	2	2	101	50.3
昭和40年	村民	16	34	10	2	10	3	75	31.9
	村外者	31	73	13	23	10	10	160	68.1

明治13年と昭和27年は、日本文科学会編『佐久間ダム』（東大出版）493項によった  
昭和40年は、村勢要覧による

第10表 林産物の生産

年次	昭和33年	昭和35年	昭和40年	昭和42年
林産物				
木材 (m <sup>3</sup> )	2,880	3,998	5,855	4,300
椎茸 (kg)	1,875	2,250	2,200	3,000
木炭 (俵)	4,920	1,000	1,400	100
薪 (m <sup>3</sup> )	77.8	111.2	0	0

村勢要覧より

ここにおいても農業で見たごとく、村民の生業を半プロ的傾向へと必然たらしめる事実を認めることができる。

林産物の生産について示すと、第10表の如くで、木材以外には椎茸の生産が上昇しているが、逆にかつての木材につぐ商品林産物であった木炭は、燃料消費需要の変化によって現在では自給用の域をでないほどに縮小せざるをえなくなっている。このことも、村民の林産資源への依存度を縮小させているということができよう。

### (3) 村民の賃労働者化と階級層構成

前節までに見た如く、本村には部落有林、国有林は既になく、ほとんどが私有林化されている。部落有林は1900年頃には解体され、国有林(官林)も大正時代にF 鋳業株式会社に払い下げられていた。このことは前に述べた如く林木の生産に適していたがため、用材生産は早くから村外資本の投資対象にさらされ、資本の収奪が盛んに行われてきたことを示している。その結果が、山林所有

の村外流出としてあらわれているのである。

一方農業においても、耕地面積の絶対的狭小に加えて、自然的条件から制約されて、生産性が相対的に低下する一方である。それが農業所得を少ないものにし、他産業・他地域との所得格差を著しく拡大させてきているのである。これらのことは、農家が兼業あるいは離農賃労働者化へ向う以外に本村での生活ができなくなっていることを示すものである。

そこで世帯主と他の世帯員の本業を見てみると、第11表、第12表のとおりであり、自営の農林業に従事する者は農家全体の前者が60%、後者が38%をしめるにすぎない。しかし農家においては、専業農家はなく、第一種兼業農家が20.3%で残り79.7%は第二種兼業農家であるが(昭和43年村勢要覧)、これを考慮するならば、農業従事者もそのほとんどが農業外賃労働に少なからず出ているであろう。したがって農作業は、老人、姑、嫁に依存するところが大きくなっていると思



第11表 世帯主の本業

(人)

職業	部落					
	漆 島	横 林	市 原	大 谷	中野甲	全 村
農林業	2		3	10	15	30
個人商工業	1	1	1	1		4
管理職			1	1		2
事務専門職			1	7	1	9
専門技術職					2	2
セールス販売						0
労務	6	6	5	8	2	27
無職	1	2	3	4		10
計	10	9	14	31	20	84

本調査による  
農林業の不明を除く

第12表 他の世帯員の本業

(人)

職業	部落					
	漆 島	横 林	市 原	大 谷	中野甲	全 村
農林業	8	1	3	7	17	36
個人商工業	1		1	4	1	7
管理職					1	1
事務専門職		1	2	3	5	11
専門技術職				1		1
セールス販売				1		1
労務・日雇	3	4	8	7	6	28
その他(主婦を含む)	2	8	6	9	11	36
無 職	3	1	4	3	3	14
厚 生	1	2	3	7	5	18
計	18	17	27	42	49	153

本調査による  
市原の不明8人と中野甲の不明7人を除く

われる。表中の労務はすべてが林業あるいは土木関係の不安定な賃労働者であり、これまでに述べてきた村民の賃労働者化の実態を見ることができ

る。このように農民層の分化・分解が進行し、完全な農村賃労働者の世帯が41%もあらわれるに

至っている。その実態を経営耕地・山林所有規模によって示すと第13表のとおりである。耕地と山林のいずれも持たないものが、36世帯(41%)もあり、そのことを物語っている。経営規模についてみると、上限の5~7反層においても前に述べたごとく、村の条件に制約され、農産物総売上

第13表 農地と山林の所有規模別世帯構成

		(戸)					
山林	経営耕地	なし	～1反	～3反	～5反	～7反	計
	なし		36	4	3		
～1町			2	11	4	1	18
～5町			2	1	3	1	7
～10町			2				2
～20町				1			1
～50町				4	3	4	11
50町以上				2		1	3
計		36	10	22	10	7	85

1965年中間農業センサスと森林組合昭和43年度施業計画より作製

げが20万円にも達せず（第7表参照）、農業経営だけでは生活の維持ができなくなっている。しかし5反以下については、農産物総売上げもほとんどが10万円以下で、3反以上に見られた養蚕も消費生活の膨張をおぎなうにはとうていおよばず、生活費の主な収入源を農業以外に求めざるをえなくなっている。村民の生業構造を見る場合、まず農業を基準とすれば、以上のように5反以上を中心とした農家、5反未満の農家、そして非農とに分けてみることができる。

そこで、これらの兼業・非農の就労形態を決定するのは、主として山林所有の有無大小であると思われる。つまり所有経営耕地の規模に加えて山林所有規模の大小が、農耕と山林の経営だけで生活を維持することの可否を決定する条件となる。村民の生活経験と村の生産条件とから見て、耕地5反、山林5町以上なければ、本村では農耕・山林経営だけで生活を維持することは困難である。

以上のように、経営耕地と山林の所有規模を考慮して、次のように村の階層構成を規定した（第13表参照）。

上層——山林20町以上を所有する農業世帯  
(14世帯)

中層——経営耕地を5反以上か、または山林を5町以上20町未満所有する農業世帯（5世帯）

下層——経営耕地を5反未満所有し、かつ山林を5町未満所有する農業世帯<sup>37)</sup>  
(30世帯)

下下層——経営耕地、山林とも全く所有しない世帯（36世帯）

（以下階層区分は、すべてこれにしたがうことにした。）

最後に取得についてみると、全村平均所得は4万4千円にしかのぼらず、その世帯構成を示せば第14表の如くである。生活水準の向上は、村民の消費生活を向上させ、それに伴って現金支出は膨張せざるをえなくなっている。たとえば、山村でありながら、山林所有の村外流出や兼業による労働力の省力化から、薪作りをしなくなったため、炊事の燃料も薪に変わってプロパンガスが使われている。テレビの普及率（94.1%）を見てもこのことがわかるであろう。したがって、不安定で、しかも季節的な林業・土木関係の賃金所得が多いことを考え合わせると、所得の面においても困難な生活をよぎなくされていると見ることができる。

第14表 所得階層別世帯構成

所得	部落						(戸)
	漆 島	横 林	市 原	大 谷	中野甲	全村計	
60万円以上	1	2	2	8	3	16	
40万円以上60万円未満	2	2	3	5	8	20	
40万円未満	7	6	9	18	9	49	
部落計	10	10	14	31	20	85	

村民課税台帳より

注) 給与所得の場合は、控除前の額で計算

## 2節 家族の内的規定要因

本村が、資本主義の発展・進行する中で、商品経済の浸透にさらされ、脱農賃労働者化、兼業化、あるいは離村・人口流出に基づく過疎現象を生みだしている現状を前節までに見てきたが、このような経済的圧迫を受けとめている生活単位としての家族は、いかなる姿をしているのであろうか。

まず家族を見るについて、次のような説明のもとに、世帯員、家族員を規定した。

世帯員は、住・食と家計を共にし、日常生活を共同に営んでいるものをいう。したがって、同居人や奉公人もこの範囲に入る限りすべて含まれる。

家族員は、世帯員のうちで同居人や奉公人を除いたもの。しかし他出家族員については、本調査の対象に加えることが困難であるために、以下家族または家族員と称する場合には、これら他出家族員を除いた同居家族員のみを取り扱うことにした。

そこで部落別に世帯および家族構成員数を示すならば、第15表のとおりである。これを一世帯平均員数としてあらわしたものが第16表である。これでわかるように、村内では比較的規模の大きな農家が集中している市原、中野甲部落(第4表参照)で、家族員数が多い。

これは、生活の物的基盤としての耕地・山林が、これらの部落に多く、それだけ多くの家族労働力を必要とし、また家族員に対する経済的包容力が

あることを示している。これに対して、これら物的基盤が零細であるかまたは無産である世帯の割合の高い漆島、横林部落では、他出家族員が多くなって、家族員数が少なくなっている。このことは、全村の農家世帯の平均家族構成員数が5.1人(経営規模の大きい農家が集中している中野甲のそれは6.9人)であることを考え合わせると一層はっきりする。しかし昭和40年の国勢調査によれば、一世帯平均家族員数が4.08人になっており、本村の4.4人はこれに比して0.32人多いだけで、郡部の家族員数としては少ないといえる。これは先に見た村全体としての農地の絶対的狭小により、相対的な生産力の低下とそれに伴う所得格差の増大による経済的包容力の弱小が原因して、若年労働力の村外流出をもたらしめているからであろう。

ところで他出家族員は、ほぼ一世帯1人の割合(0.94人)であり、それはすべて未婚の若年人口で占められ、出かせぎ等による壮年層の他出家族員はいない。そこで村の年齢別人口構成を見ると第2図のとおりである。これで見てもわかるように、15～29才層が極端に少ないうえに、15～19才層においても、中学生を除けば男女計が17人であることを考え合わせると、若年労働力の村外流出が一層明確になるであろう(在村人口に対する他出家族の割合は21%)。したがって、村の人口構成は、若年層が少なく、出生数の低下も加わって(世帯主の平均兄弟姉妹数は5.9人と多

第15表 世帯及び家族構成員

構成員	部落					
	漆 島	横 林	市 原	大 谷	中野甲	全 村
世帯数 (戸)	10	10	14	31	20	85
世帯員 (人)	36	43	73	114	108	374
家族員 (人)	35	43	73	114	108	373
非家族員 (人)	1	0	0	0	0	1
他出家族員 (人)	18	11	15	26	10	80

本調査による

注) 1. 横林1、大谷2世帯は記入不備のため除く

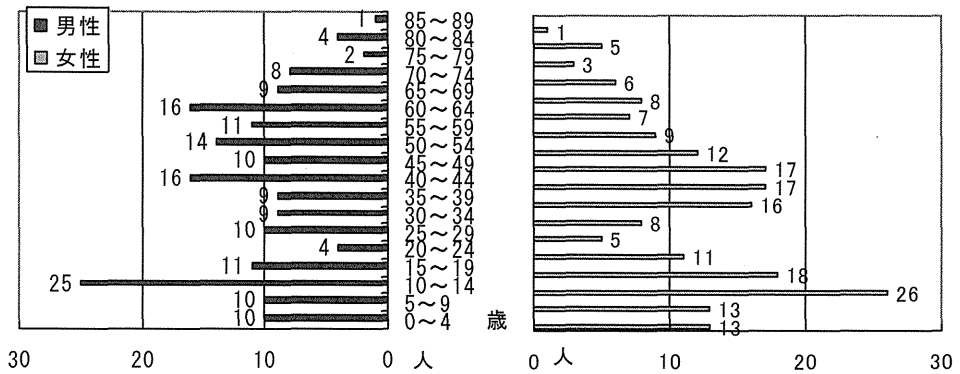
注) 2. 市原4世帯は教員の単身赴任者の世帯で記入不備のため除く

第16表 一世帯平均世帯員及び家族員数

(人)

構成員	部落					
	漆 島	横 林	市 原	大 谷	中野甲	全 村
世帯員	3.60	4.30	5.21	3.68	5.40	4.40
家族員	3.50	4.30	5.21	3.68	5.40	4.39
非家族員	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
他出家族員	1.80	1.10	1.07	0.84	0.50	0.94

本調査による



第2図 年齢別人口構成

かった) 高齢・女性化し、可動労働人口 (15 ~ 59才) においても女性が55.7%をしめるに至っている。

しかしながら、このような数量的背景が、家族の内部構造に何を意味するかを知るためには、その続柄構成を明らかにしなければならない。既に

述べたように、役割構造は、構成員の続柄に基づいた地位と不可分である。しかし、資本主義の発展による商品経済の進行は、農村の家族構成員数を減少させた。前述の数値は、このことをあらわすものである。こうした減少傾向は、当然農村家族の内包する続柄別構成員数にも波及するものと

考えられる。そこで家族がいかなる続柄のものを含んで構成されているかを、世帯主を中心とした続柄によって類別した。それを続柄関係の範囲によって順次配列すると以下ようになる<sup>38)</sup>。

- I 単身世帯
- II 夫婦世帯
- III 無配偶子女を含む世帯
- IV 有配偶子女を含む世帯
- V 直系専属を含む世帯
- VI 直系専卑属を含む世帯
- VII 傍系親族を含む世帯

(以下家族形態は上記の記号で示す)

これによって本村の家族形態を類別すれば、第17表ようになる。

最も多く見られるのは、IIIの夫婦と配偶者を持たない子女からなる世帯で、37.6%を占めており、これは本村が都市近郊農村と異なって、職場が通勤可能範囲になく、他出家族員が多くなっていることによるものと思われる。このことは、IIIの形態では、世帯主の平均年齢が48.0才にもかかわらず、平均家族員数が3.9人と少ないことから明らかであろう。

I、II、IIIを合わせた核家族<sup>39)</sup>が54.1%を占め、1965年の農村の核家族化率57.7%に比べても低いことは、やはり本村の場合、直系家族<sup>40)</sup>の比重が大きくなっていることを示しているといえよ

第17表 家族形態別世帯構成

家族型	部落						(戸)
	漆 島	横 林	市 原	大 谷	中野甲	全 村	
I	1	1	0	2	0	4	
II	3	2	1	4	0	10	
III	2	4	7	14	5	32	
IV	0	3	3	5	9	20	
V	0	0	0	2	2	4	
VI	4	0	1	1	0	6	
VII	0	0	2	3	4	9	
計	10	10	14	31	20	85	

本調査による

- 注) 1. 単身世帯のうち大谷部落の2世帯は既婚者で、妻子を残して県の出先機関に単身勤務している場合であって、家族とは見なしえないが、便宜上ここでは家族の一形態として数値の中に入れておく。他の2世帯は、配偶者が死亡し、その子女が村外で就職し、生活している場合である。
- 注) 2. IIの夫婦世帯は、結婚して間もない1世帯を除き、他の9世帯は子女(養子を含む)を持っており、これら子女が村外で就職又は就学している場合である。
- 注) 3. VIIの傍系親族を含む世帯においては、傍系は全て無配偶者である。しかし、世帯主が若くてその傍系親族が就学中、もしくは婚期に達せず同居している場合は1世帯だけであり、他の8世帯は傍系親族が「出もどり」であるか、病弱で結婚しなかった場合で、年令も35才以上のものばかりである。

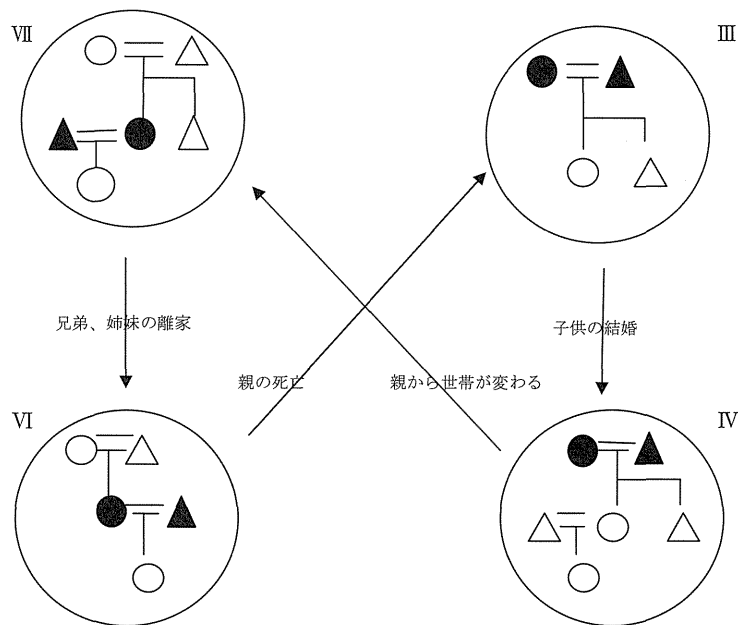
う。特にⅠ、Ⅱ、Ⅴの形態は、世帯主の平均年齢がそれぞれ56.3才、52.4才、61.0才と高齢であることからわかるように、子女の村外流出によってもたらされたものであり<sup>41)</sup>、これら在村家族員の将来は、離村か子女の帰村によってのみしか保障されないという不安定な状態におかれている。従来農村家族においては、家産の維持と親の扶養のために、親子中心家族であり、その形態が第3図のようにⅦ→Ⅵ→Ⅲ→Ⅳの順序で絶えず変化しながら終わることのない循環過程をたどるのが一般的であった<sup>42)</sup>。しかし前の三形態は、所得に対する消費の増大による経済的圧迫のために、この一般的循環過程から脱落しつつあると見ることができであろう。Ⅳの形態が23.5%と、直系家族のうちでも多くを占めるのは、一般的傾向と符合するものといえるが、Ⅶの形態が10.6%と比較的多く、しかも第17表の注)3に記したように、離婚者と病身で離家できずにいる傍系親族を含むという特徴を持っていることは特異な例であろう。これは現在の社会制度において、家族が持つ

福祉保護機能の大きさを示すものである。

ところで家族形態別の平均家族数は、第18表のごとく異なっており、それは当然家族の生産基盤としての耕地と、山林所有の有無・多寡に関連するものと思われる。農業世帯は、その就業形態上、家族労働力を多く必要とすることは既に述べてきたとおりである。

そこで、先の階層区分に基づいて、家族形態の分布を示すと、第19表の如くである。

これによって見るならば、まず上・中層においては、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶの形態を示す直系家族が多いのに対して、下・下下層化においては、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの形態を示す核家族が多い。しかも第18表によれば、前者は家族員数が多く、後者はそれが少なくなっている。このことからわかるように、経営耕地面積と山林所有面積の多い上・中層の家族は、一方では資本家の経営が不可能であるため、経営上必要な労働力を家族労働力に依存しており、他方ではこれら生産基盤を親の扶養と家族生活の維持・安定のために子へと継承させている。



第3図 家族形態の循環過程

第18表 家族形態別世帯主平均年齢と平均家族員数

家族形態	項目	平均年齢(歳)	平均家族員数(人)
I		56.3	1
II		52.4	2
III		48	3.9
IV		70.2	6
V		61	2.5
VI		54	5.3
VII		63.6	6.2
全 村		54.8	4.4

本調査による

第19表 階層別家族形態分布と核家族率

(戸)

家族形態	階層	上	中	下	下下	計
I		1		1	2	4
II			1	2	7	10
III		3		9	20	32
IV		3	1	11	5	20
V			1	2	1	4
VI		4	1	1		6
VII		3	1	4	1	9
計		14	5	30	36	85
核家族化率		28.60%	20.00%	40.00%	75.00%	54.10%

本調査による

したがって、これらの家族は、親とその子女からなる核家族を縦に連鎖させ、その構成員数を多くしているものと考えられることができる。

下・下下層の家族は、それぞれその40%、75%が核家族の形態を示し、耕地・山林経営規模と家族形態が相関していることを見る事ができるであろう。

これは、下層家族の生産手段が一層弱小となつて、家族内労働力を充分燃焼吸収するに価する規模でなくなったからであり、その結果過剰労働力

が離家していったからであると思われる。下下層家族においては、もはや生産手段を持たず、生産と消費が完全に分離され、労働力を商品化する以外に生活の手段はない。したがって家族も、これら労働力商品が扶養しうる範囲の者をとどめるにすぎなくなり、その子女は、就学期間を終えると家族外労働力市場へと出ていかざるをえない。それが、下下層家族に核家族の形態を多く出す原因となっていると考えられるであろう。

### Ⅲ章 家族の役割構造

前章で、生活集団として家族を規定する外的要因を農林業構造と賃労働者化の実態によって、内的要因を家族構成と家族形態によって実証的に述べてきた。農民層内部における、前者の差異性は階層区分によって求められ、後者のそれは家族形態区分によって求められることも、既に述べてきたところで明らかである。これらの要因に規定され、変動する農村家族の役割構造が、いかなる実態を示しているかを、保護・教育、経済活動、家事、対外活動の4役割行動領域の順に以下見ていくことにする。

#### 1節 保護・教育

子どもに家族構成員としての、また社会構成員としての行動様式を内面化させ、社会の秩序体系に彼等を組み入れていく社会化の機能は、家族の持つ本質的機能の一つとして既によく知られたことである。従来、これらの機能が、農村においては、家族内の多労働力就業形態上、親よりは祖母の役割とされていることがしばしばであった。しかし最近の著しい生産・生活様式の変化が、家族の役割構造に変化をおよぼし、保護・教育に関する役割分担をどのように変化されてきているかは、大いに関心の集まる場所である。

##### (1) 乳幼児の世話

本村では、就学前の乳幼児を持つ対象家族は26

世帯であった。

第20表に見るごとく、圧倒的多数が幼児の母親の役割となっており、階層間・家族形態間におけるちがいが無いといってよい。母親以外のものがこの役割を分担している場合は、祖父の一例を見たのみであった。父親が、父親・母親の共同という形ですら、この役割を担当している例を見だせなかったことは注目してよいであろう。

このように、この役割の担当者が母親に集中したのは、乳幼児の世話という漠然とした質問項目の設定の結果にもよると思われるが、中心的な担当者は、表の示すとおりであることに変わりはないであろう。

階層・家族形態を問わず、乳幼児の生命の保護と成長の補完は、男女の自然的生理的な差異から、母親の担当する役割となることは当然であろう。

##### (2) 子どものしつけ

しつけの場合も、全階層・家族形態を通じて圧倒的多数が母親の担当となっている。父親を見ると、父親単独型、あるいは父親・母親共同型に見られるように、9.8%とわずかに参加している。不定も両親の共同の場合と思われるから、母親と父親以外の家族員の担当は一例もない(第21表参照)。

従来農村社会においては、祖母が子どものしつけに大きな役割を演ずることが通説となっていた。その意味で上・中層家族は、直系家族の形態をとるものが多く(第19表参照)、母親も重要な家族労働力として農業生産活動に従事していることから、子どものしつけが祖父母に分散されるこ

第20表 乳幼児の世話

担当者	階層・家族形態				(戸)				
	上	中	下	下下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅵ	Ⅶ	計
乳幼児の母親	6	1	5	13	11	8	1	5	25
乳幼児の祖父	1						1		1
計	7	1	5	13	11	8	2	5	26

本調査による



第21表 子どものしつけ

(戸)

担当者	階層・家族形態					Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	計
	上	中	下	下下							
子どもの父親		2	3			1	2	1	1		5
子どもの母親	8	1	10	22		21	10	1	3	6	41
子どもの両親	1			1		1	1				2
不定		1	1				1		1		2
不明			1			1					1
計	9	4	15	23		24	14	2	5	6	51

本調査による

第22表 学習の指導

(戸)

担当者	階層・家族形態					Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	計
	上	中	下	下下							
子どもの父親		2	7	4		5	6	1	1		13
子どもの母親	6	1	3	11		10	4	1	1	5	21
子どもの両親	1		1			1	1				2
みない	2		3	2		5			2		7
計	9	3	14	17		21	11	2	4	5	43

本調査による

とが予想されたわけであるが、この場合も母親の分担であった。

核家族の形態の多く、しかも父親が家族外賃労働に従事する家族が多い下・下下層においては、しつけの分担がほとんど(84.2%)母親のものとなっている。

### (3) 学習の指導

小・中学生程度の学習の指導における役割分担は、第22表のごとくである。83.6%と多くの家庭では学習の指導をしているが、その担当者は、母親48.8%、父親30.2%、および両親46%でわかるように、母親と父親のみに限られている(見ない16.4%)。子どもの兄弟が居る家族では、彼等の参与も考えられるところであるが、本調査に関する限り、そのような例は表面にあらわれない。

母親の担当率が、上層では66.7%なのに対して、中層33.3%、下層21.4%とそれぞれかなり下まわっており、下下層でも64.7%とわずかに下まわっている。しかも上層は父親単独の担当が見られないのに対して、中・下・下下層はそれぞれ67.7%・50%・23.5%を父親単独型が占めている。つまり、上層では母親が担当し、中・下層では父親が担当する傾向にあり、下下層では再び母親が担当する傾向にあることがわかる。

家族形態との関係を見てみると、Ⅲの家族形態をとる家族では、母親の担当する割合が47.6%と高いのに対して、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの家族では逆に父親の割合が高くなっており、Ⅶの家族だけは、全部母親の担当となっている。

これらの階層間・家族形態間の差異と両親の学歴との関係を見ると、子どもの両親がすべて義務

教育を経た者のみ(第23表参照)であることから、それは全く相関しないといってよい。

(4) 中学生以上の男子の相談相手

ここでは中学生以上に限っているので、小学生以下、あるいは既婚者の場合は除外してある。なおこの範囲に入る男子であっても他出家族となっている場合は除外してある。

この役割の場合も、第24表に見るごとく、やはり両親のみの担当となっているが、全体では父親の担当する場合が、前の三つの役割に比べて高くなっている。

階層別に見てみると、上層では父親の場合が母親を上まわっており、中層・下層・下下層と移るにしたがって逆に母のケースが多くなっていることが注目される。これは、青年期の男子の相談に関して上層にいくほど父親が強い決定権を持っていることを示すものであると思われる。

家族形態間のちがいは、Vの母親のみの場合を除いては見られず、他はほぼ父親と母親が半々に担当している。

(5) 中学生以上の女子の相談相手

ここにいう中学生以上の女子とは、前の中学生

以上の男子の場合と同様に、小学生以下、既婚者、それと他出家族員を除外したいいわゆる青年期の女子である。この年齢層の女子になると、たとえ父親の権威が高くても、同性である母親でないと相談しがたい場合もあるので、第25表に見るごとく、全体を通じて母親が多くなるのは当然であろう。

階層別に見ると、下・下下層に父親単独型が比較的多く見だされ、それは家族形態別には、Ⅲ、Ⅳの家族にあらわれている。

(6) 総括

以上において、保護・教育に関する若干の事項を、子の成長にしたがって取りあげ、誰がそれらの担当者になっているかを見てきた。

そこで、ここでは、保護・教育に関する役割行動の全体を通じて見られる役割分担上の傾向について述べてみよう。

まず、第一の点は、階層・家族形態を問わず、この役割の担当者が、子どもの両親に限られていることである。かつての農村に見られたように、祖父母に分散されている例は、ほとんど皆無に等しい。

第二の点は、子どもの年齢が増すにつれて、父親の担当する割合が高くなる傾向にある。これは階層・家族形態のちがいににかかわらず見られる傾向であり、男女の自然的・生理的差異によって、乳幼児期は母親が中心となり、子どもの成長とともに、父親へ分散されていくのであろう。しかし

第23表 学歴(全村)

義務教育(旧小・新中)	234人(91.1%)
新高	23人(8.9%)
計	257人

本調査による

第24表 中学生以上の男子の相談相手

(戸)

担当者	階層・家族形態									
	上	中	下	下下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	計
子どもの父親	5	1	2	2	4	2		2	2	10
子どもの母親	3	1	4	5	5	2	2	3	1	13
不明	1		6	1	5	2		1		8
計	9	2	12	8	14	6	2	5	4	31

本調査による

注) 中学生以上の男子が他出家族員となっている場合を除く

第25表 中学生以上の女子の相談相手

(戸)

担当者	階層・家族形態					Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	計
	上	中	下	下下							
子どもの父親	1	1	4	4	7	3					10
子どもの母親	5	2	8	10	12	4	2	3	4		25
子どもの両親	2			1	2	1					3
不明			2	1	1	2					3
計	8	3	14	16	22	10	2	3	4		41

本調査による

注) 中学生以上の女子が他出家族員となっている場合を除く

この傾向は、階層間において一様ではない。上層では、中学生以上の男子の相談相手に始めて父親の担当する場合があらわれ、しかも母親を上まわっており、他の事項の場合には、もっぱら母親の担当となっている。これに対して、中・下・下下層では、乳幼児の世話以外の事項にも父親の担当する場合が多くあり、学習の指導においては、母親を上まわって担当している。

第三の点は、全体を通じて、母親の担当する割合が父親のそれを上まわっており、保護・教育の役割分担は主に子どもの母親によって遂行されている。しかし、そのような傾向のなかにも、上層と下層においては、母親の担当する割合分担が明確に分かれる傾向にあるのに対して、中・下層では比較的父親の担当する場合が多く、上・下下層よりは母親の担当する割合が低くなっている。

## 2節 経済活動

家族は共同生活の集団であり、家族成員の生産的労働への従事と、それによってえる収入に基づいた消費的活動によりその維持と発展が行われている。農村家族の場合、生産と消費が不分離で、家族形態も直系家族が多いことから、経済活動における役割分担は多くの家族員へと分散されている。しかし前章までに述べてきた兼業化、あるいは賃労働者化は、これらの役割分担に少なからず影響を与えてきたものと思われる。そこで家族の

存続・発展のために、経済活動における役割分担において、「家計の支持者は誰か」「高価な物を買う場合の決定者は誰か」「作業の段取りの決定者は誰か」「普段の現金の出し入れは誰か」を次に見、確かめてゆきたい。

しかし家族の存続と発展が、これらの役割の遂行に依存することが大きいことは、この役割分担者の権限を強いものにするであろう。したがって本節では、権力構造との関連も合わせて見ていくことにする。

### (1) 家計の支持者

家族を維持・在続させていくために、最も基本的な要件となるのは、生産労働とそこからえる生産物・金銭的収入である。私有財産制をたてまえとし、社会保障制度のあまりにも貧弱な我が国においては、家族にとってそれはまさに重要な問題である。つまり、家族の存続は、家計の収入に大きく依存しなければならなくなっているからである。しかも商品経済の発展は、農村家族の維持発展をも現金収入に大きく依存させるようになっていく。したがって、家計の支持者が、家族内の各種の問題に関して重要な発言権、決定権を持つようになるのは当然といえよう。その意味からも家計支持は、単なる役割分担というだけでなく、家族の権力構造と密接な関係にあると思われる。こうした観点から、本調査の結果を見てみると第26表のようになる。

同表に見るごとく、家計の支持者を世帯主としている場合が全体では78.8%となり、多くを占めている。これだけから判断するならば、世帯主である者が、同時に家計の支持者ともなっている事実を示しているといえるであろう。

これを階層別に見てみると、各階層とも世帯主が家計支持者となっているが、ただ下層で、後継者（有配偶者の男子—以下同じ）が世帯主に代って家計支持者になっている例が27.5%見られる。これらはすべてⅣの家族形態をとる家族の場合で、第二種兼業農家であって、農業外労働への依存度の大きい家族である。したがって、それらの農業外労働に適する後継者に、家計支持の役割が

移っていったものと見られる。

家族形態別に見ても、全体を通じて家計支持者は世帯主となっている。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの形態では、中心となって生産活動に従事できる世帯主が、家計支持者となるのは当然であると思われる。またⅤの形態でも、後継者が世帯主となっており、しかも第27表でわかるように、二世代みの家族で親の代から後継者の代へと家業経営の実権が移っていると思われるから、世帯主が同時に家計支持者であることも当然であろう。しかしⅣの形態だけは、後継者が60.0%と半分以上を占めて、他の形態とは全く異なった傾向を見せている。Ⅳの形態では、80.0%が下と下下層で（第19表参

第26表 家計支持者

担当者	階層・家族形態											計
	上	中	下	下下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	
世帯主	12	4	18	33	4	9	30	6	4	6	8	67
妻			1	1		1	1					2
後継者	2	1	8	1				12				12
後継者の妻			1	1				1				1
その他・不明			2	1			1	1			1	3
計	14	5	30	37	4	10	32	20	4	6	9	85

本調査による

第27表 夫婦数・世代別家族構成

家族形態									計
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	
夫婦数	0組	4		3	1	1			9
	1組		10	29	6	3	3	5	56
	2組				13		3	4	20
	3組								
世代数	一世代	4	10	2				2	18
	二世代			30	2	4			36
	三世代				18		5	7	30
	四世代						1		1
計		4	10	32	20	4	6	9	85

本調査による

照)、第二種兼業農家か賃労働者世帯が多いうえに、平均の世帯主年齢が70.2才と高齢である(第18表参照)ことから、家計支持者が後継者になっているものと思われる。したがって、家族内における重要な決定権も彼らが持つようになっていると思われるが、それは次の(2)・(3)項で見ることにする。

## (2) 金目の物を買う時の決定者

金目の物を買う場合には、家計の収支を考慮して、その限界内で決定されるであろうが、いずれにしてもそれは多額の現金支出を伴うものであり、家族生活に与える影響が大きい。したがって、その決定は、家族経営・家計管理に重要な役割を果たしている家族員によって行われると思われるが、実際には誰が決定者となっているであろうか。

「金目の物を買う場合に、誰の意見を中心にして決めますか」という質問の結果は、第28表に見るごとくであり、全体を通じて世帯主の担当率が63.1%と高く、前に見た家計の支持者の傾向と一致することが注目される。もちろん「金目の物」が、具体的にはどのような物を、あるいはどの程度の価格の物を指すのが明確でないために、結果をすべて信頼することができないであろうが、家計の支持者が金目の物を買う時の決定者となる

傾向にあることは認めることができるであろう。

この傾向は、階層間・家族形態間を問わず見られるが、特にⅣの結果を見ると一層はつきりする。Ⅳの形態では、後継者が決定者となっている場合が45%と一番多く、前に見たように家計の支持者としての役割も多く分担していたことを勘案すると、世帯主が金目の物を買う時の決定者となっているのではなく、家計の支持者がその決定者となっていることがよくわかるであろう。

## (3) 作業の段取りの決定者

作業の段取りの決定者は、第29表に示すとおりである。総じていえることは、世帯主が半分以上を占めており、やはり家業経営の中心者となっていることがいえるであろう。

これを階層別に見てみよう。上層で、後継者が、世帯主についてしかもほぼ同数に近い数の例を占めていることは、これまでに見てきてわかるように、彼等が家計の支持者でしかも金目の物を買う時の決定者ではなかっただけに注目されてよい。後継者は、実際の農林業生産活動における中心者となっていると思われるから、その作業の段取りを決定するのに最も適しているであろう。下層では、家計の支持者でしかも金目の物を買う時の決定者であった世帯主や後継者の占める割合が減少

第28表 金目の物を買う時の決定者

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
世帯主	5	3	20	25	3	8	25	6	4	3	4	53
妻	2		1	3		1	2			1	2	6
世帯主と妻	2	1		2		1	2			1	1	5
後継者	2	1	6	1				9			1	10
後継者の妻	1		1					2				2
父	1									1		1
その他・不明	1		2	4			3	3			1	7
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

第29表 作業の段取りの決定者

(戸)

階層・家族形態 担当者	上	中	下	下下	I	II	III	IV	V	VI	VII	計
世帯主	6	2	15	20	3	7	21	3	4	2	3	43
妻	1		3	8		1	7	2		1	1	12
世帯主と妻		1				1						1
後継者	5		4	1				7		1	2	10
後継者の妻		1	3					3			1	4
世帯主と後継者		1	5	1				2				2
その他・不定	2					1	1	2		2	1	7
不明				5			3	1			1	5
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

第30表 普段の金の出し入れ

(戸)

階層・家族形態 担当者	上	中	下	下下	I	II	III	IV	V	VI	VII	計
世帯主	1		7	10	4	4	7	2	1			18
妻	9	3	14	22		6	24	4	3	5	6	48
後継者		1	2	1				4				4
後継者の妻	4	1	5	2				9		1	2	12
不定・不明			2	1			1	1			1	3
計	14	5	30	36	4	10	32	20	4	6	9	85

本調査による

し、妻・後継者の妻・その他に分散する傾向にある。これは、世帯主や後継者が、家族外賃労働に従事するため、農作業が女性の役割分担となりつつあることを示しているであろう。ここに、わずかながらも兼業化による農業生産構造の変化の一端を見ることができる。

このことは、兼業・賃労働者世帯が大半を占めるIVの形態をとる家族を見てもいえるであろう。IVの形態では、下層・下下層の後継者が、第26表・第28表と比べてわかるように、4人以下に減っており、そのうえ世帯主も減って、その役割分担がその他の家族員へ分散している。

#### (4) 普段の金の出し入れ

日常の家計の管理者は、一般に妻であるといわれているが、第30表で見ると、本調査の結果でも、妻が56.5%を占めており、そうした傾向にあることがわかる。つまり普段の金の出し入れは、世帯主の妻によって行われる傾向にあるといえよう。

どの階層でも妻が中心となっており、これに後継者の妻が次いでいるが、下層・下下層では、妻に次いで多いのは世帯主で、これに後継者を加えると、男が30%以上を担当している。

家族形態別に見ても、IとIVの形態以外は妻が

半分以上を占めているが、Ⅳの形態をとる家族では、後継者の妻が最も多くなっている。これは、第26表と第28表を勘案して見ると、家計の支持者や金目の物を買う時の決定者であった後継者の妻であると思われる。これに全体を通して見られた、世帯主の妻が日常の家計管理の中心者となっていることを加え合わせると、家業経営・家計管理の中心者となっている者の妻が、日常の家計管理を担当しているといえるであろう。

#### (5) 総括

以上において、家族の経済活動を「家計の支持者」「金目の物を買う時の決定者」「作業の段取りの決定者」「普段の金の出し入れ」の四項目にわたって、それが誰によって遂行されているかを見てきたが、全体を通じて見られる傾向について以下要約してみよう。

家計の支持者は、世帯主の場合が多く、金目の物を買う場合の決定者は、この家計の支持者と一致する。したがって家計の支持者は、家業経営・家計管理において最も大きな権限を持っているものと思われる。しかし極零細農家では、家計の支持者は兼業労働の従事者に移る傾向にあり、それに順じて金目の物を買う時の決定者も彼等に移りつつある。

作業の段取りの決定権を持つ者は、世帯主が大半を占めてはいるが、必ずしも家計の支持者とは一致せず、実際の農業・林業生産労働において中心者となっている者がこの決定権を持つ傾向にある。したがって、それは必ずしも世帯主とはならず、それらの生産労働に適した後継者であったり、兼業農家では世帯主に代って農業労働の中心となっている主婦であったりして、世帯主以外の家族員に分散される傾向にある。

普段の家計の管理は、主に世帯主の妻の役割分担となっており、これに後継者の妻の場合も加えれば、女子の役割となっているといえよう。しかしここで注意しなければならないことは、家計の支持者・金目の物を買う時の決定者となっている

者の妻、すなわち、家業経営・家計管理に家族内で最も大きな権限を持つ者の妻が、普段の家計の管理の役割を遂行しているといえよう。

### 3節 家事

保護・教育、経済活動における役割分担について述べてきたが、ひき続いて家事領域における役割分担についての調査結果を以下に述べていこう。

この調査で取り上げた調査項目は、(1)部屋の掃除、(2)庭の掃除、(3)風呂たき、(4)夜具のあげおろし、(5)食料品の買出し、(6)炊事、(7)献立決定、(8)食事のあと片付け、(9)洗濯、(10)裁縫の10項目であった。

#### (1) 部屋の掃除

まず「部屋の掃除」についての調査結果を示すと、第31表に示すとおりである。

これでわかるように、世帯主の妻に最も多く集中しており(40.4%)、これに女世帯主の5例と後継者の妻を加えると61.2%と半数以上に達している。したがって、全体的傾向として、部屋の掃除の役割遂行者は、妻、続いて後継者の妻であるといえよう。世帯主8例のうち、5例は女世帯主であるから、世帯主のこの役割に対する関与はいたって少ない。

これで注目されるのは、少数例ではあるが、未配偶子女がこの役割の分担者となっていることである。これを階層別に見ると、下層の家族に集中しており、この家族の形態はⅢの夫婦と未配偶子女からなる家族である。つまり、下層でⅢの形態をとる家族は、家族内労働力が少なく、したがって子どもにできる簡単な仕事は、彼等の役割となっていると見ることができよう。

下層・下層のⅣの形態の家族では、後継者の妻、いわゆる嫁がこの役割遂行者となっている場合が多いことがわかる。第27表でわかるように、Ⅳの形態の家族では65%が2夫婦の家族となっており、世帯主の妻、いわゆる姑が半数以上いる

第31表 部屋の掃除

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
妻	5	2	15	22		8	22	3	2	5	4	44
後継者の妻	1	1	7	4				12			1	13
妻と後継者の妻	2							1			1	2
世帯主の未配偶子女			2	6			5	1	1		1	8
世帯主	2	1	3	2	3	1	2	1	1			8
不定	1		2	1			3				1	4
その他	3	1	1			1		2		1	1	5
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

第32表 庭の掃除

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
妻	6	2	11	23		9	19	3	2	4	5	42
後継者の妻	1	1	7	3				11			1	12
妻と後継者の妻	1		1					2				2
世帯主の未配偶子女	1		3	5			6		1	1	1	9
世帯主	3	1	3	1	3		2	2	1			8
不定			3	1			2	1			1	4
その他	2	1	2	2		1	3	1		1	1	7
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

にもかかわらず、部屋の掃除の役割を担当している例はごくわずかである。このことは、保護・教育、経済活動での役割をも合わせて考えると、嫁の役割分担の量の多いことがわかるであろう。

(2) 庭の掃除

庭の掃除の場合を見ると、第32表のようになる。

「庭<sup>43)</sup>の掃除」は男の役割分担にもなりやすいと思われたが、女世帯主5例を除いた世帯主は3例を見るにすぎず、ここでもやはり、世帯主の妻や後継者の妻に集中していることがわかる。未配

偶子女の例が、下層・下下層のⅢの形態の家族に集中的に見だされることも、また後継者の妻の例が、下層・下下層のⅣの家族に集中していることも、「部屋の掃除」の場合と同じ傾向を示しているといえる。

(3) 風呂たき

風呂のある家は全部で82戸であった。比較的世帯主の妻や後継者の妻以外の家族員でも担当しやすい役割と思われたが、全体的傾向として、ここでも世帯主の妻が中心的担当者となっており、女世帯主5例を加えると54.8%と半分以上を占



める。これについて、後継者の妻と未配偶子女が多くなっている。前者は、前の掃除の場合と同様に半数が下層のⅣの形態の家族で見られ、後者は、下層・下下層のⅢの形態の家族で集中的に見られる(第33表参照)

#### (4) 夜具のあげおろし

「毎朝の夜具類のあと片付け」と「夜布団をしくのは誰か」の調査結果は、第34表に見るごとくである。

ここでは世帯主の妻の担当率が前よりはさがって、42.8% (女世帯主2例を含む) と半分以下となっている。世帯主の妻の役割担当率の低下は、

他の特定の家族員による役割の分担の上昇と結びつくものではなく、「各自で行う」が増大したことによってもたらされたものであるといえよう。しかし、妻の、他の特定の家族員に対する役割分担率の大きさは変わっていない。

「各自」は、上層・中層において多く見られ(42.1%)、下層・下下層ではそれは少なく、相変わらず世帯主の妻や後継者の妻の担当する役割が大きい(55.4%)。

これを家族形態との関連で見ると、「各自」の割合は、Ⅱ、Ⅲの家族<sup>4)</sup>では19.4%と低いのに対して、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶの直系家族では41.0%と

第33表 風呂たき

担当者	階層・家族形態											計
	上	中	下	下下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	
妻	4	1	13	22		8	18	5	2	4	3	40
後継者の妻	3	1	6	2				10			2	12
妻と後継者の妻			1					1				1
世帯主の未配偶子女	3	1	3	5			9		1	1	1	12
世帯主	2		3	2	3	1	1	2				7
不定		1	2	2			1	2			2	5
その他	2	1	2			1	1		1	1	1	5
計	14	5	30	33	3	10	30	20	4	6	9	82

本調査による

第34表 夜具のあげおろし

担当者	階層・家族形態											計
	上	中	下	下下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	
妻	4	1	8	21		8	18	1	1	2	4	34
後継者の妻	1	1	5	2				8			1	9
世帯主の未配偶子女			1	3			3		1			4
世帯主	1		2	1	3				1			4
各自	6	2	10	6		1	7	8	1	4	3	24
その他・不明	2	1	4	2		1	4	3			1	9
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

比較的高い割合を示している。したがって、上層の直系家族では、「夜具のあげおろし」を各自で行う場合が、世帯主の妻の担当率を上まわる傾向にあり、下層・下下層の核家族では、それを世帯主の妻が担当する傾向にあるといえるであろう。

#### (5) 食料品の買出し

本村の場合、村内には雑貨屋が3軒あり、日常の調味料、菓子類、小間物類はそこで求めることができる。また米麦も、村内の配給所で購入できる。しかし、生鮮魚類、果実類、衣類などは、その多くを行商人に頼らなければならないという不便な生活を強いられている。したがって、高価な品物、特殊な品物は静岡県側の水窪町、あるいは県内の新城市まで行かなければ求めることができない。

実際に「食料品の買出し」を担当するものが誰であったかを示せば、第35表のようになる。

全体を通じて見ると、ここでも世帯主の妻が半分以上を占め、ついで後継者の妻の割合が高くなっており、これも「女衆の仕事」の観を呈している。これを階層別に見てみると、下下層で世帯主の妻の担当率が64.8%と最も高くなっている。それは第19表でわかるように、下下層では、Ⅱ、Ⅲの形態の家族が75.0%と多くを占め、家族内の

中心労働力が世帯主とその妻であることから、家事労働の一つである「食料品の買出し」が世帯主の妻の役割となっているものと思われる。

ところで食料品の買出しは、家計収入に見合って行われるものであり、普段の家計管理と大いに関係するものと思われる。そこで、第30表と第35表とからその関係を示したのが第36表である。これでわかるように、日常の家計の管理者が食料品の買出しの役割を担当する傾向にあるといえるであろう。

#### (6) 炊事

「炊事」は、従来女性の仕事となっていた。本調査の結果も、第37表に示すごとく、世帯主の妻、後継者の妻の順にそれぞれ57.1%、23.3%を占めており、以上の2単独型を合わせると80%以上に達し、「炊事」は女性（主婦・嫁）にとって重要な役割となっていることがわかる。これは、階層・家族形態のちがいを問わず、全体に見られる傾向である。

しかしながら、Ⅳの形態の家族では、後継者の妻が80%と高い担当率を示している。またⅣ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶの形態の家族全体でも、世帯主の妻よりも後継者の妻の担当する割合が高くなっており、炊事の役割担当者が、直系家族では後継者の

第35表 食料品の買出し

担当者	階層・家族形態											計
	上	中	下	下下	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	
妻	7	3	13	24		9	24	3	3	5	3	47
後継者の妻	5	2	6	4				13		1	3	17
世帯主	1	2	7	4	3	2	5	2	1		1	14
後継者				1				1				1
未配偶子女			1	3			3	1				4
その他・不定	2		2	1			2			1	2	5
不明			1					1				1
計	15	7	30	37	3	11	34	21	4	7	9	89

本調査による

第36表 食料品の買出しと普段の金の出し入れ

(戸)

担当者	階層・家族形態	上	中	下	下下	I	II	III	IV	V	VI	VII	計
		妻	a	7	2	12	24		8	23	1	3	5
	b	9	3	14	22		6	24	4	3	5	6	48
世帯主	a	1		7	3	3	1	4	1	1			10
	b	1		7	10	4	4	7	2	1			18
後継者の妻	a	4	1	6	4				12			3	15
	b	4	1	5	2				9		1	2	12

本調査による

注) 1. a: 食料品の買出し b: 普段の金の出し入れ

注) 2. aもbも単独で役割を分担している場合のみで、二人以上で担当している場合は除いてある。

第37表 炊事

(戸)

担当者	階層・家族形態	上	中	下	下下	I	II	III	IV	V	VI	VII	計
		妻		8	2	14	24		9	23	2	3	5
後継者の妻		4	2	8	4				16		1	1	18
世帯主		1		4	1	3		2		1			6
世帯主の未配偶子女				1	3			4					4
その他		1	1	2	3		1	3	1			2	7
不明				1					1				1
計		14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

妻に移りつつあるといえよう。

## (7) 献立の決定

「献立の決定」には、世帯主もかなり関与するのではないかと思われたが、第38表の結果に見ると、世帯主の妻が60.7%と半分以上を占めており、後継者の妻がこれに続いて、前の炊事の担当の場合と同様の傾向を示している。

階層間・家族形態間の傾向も、第37表を勘案すれば明らかなように、「炊事」の場合とはほぼ同じであるといつてよからう。

## (8) 食事のあと片付け

第39表でわかるごとく、「食事のあと片付け」も女性の役割となっている。すなわち、世帯主の

妻の担当率は54.7%で、これに続く後継者の妻の担当率は15.7%となっており、これに女世帯主の4例を加えると70%以上となることから明らかである。

農業世帯が多い上・中・下層では、比較的后継者の妻の参与が多く、非農世帯の多い下下層では、世帯主の妻がもっぱらこの役目の中心となっている。前者の傾向は、直系家族における世帯主の妻と後継者の妻の担当率の接近に、後者のそれは、核家族における世帯主の妻の担当率が高いところにあらわれていることについては、既に述べてきたところである。

第38表 献立の決定

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
妻	7	2	16	25		9	26	2	3	5	5	50
後継者の妻	3	2	7	3				14			1	15
世帯主	1		3	2	3		2		1			6
世帯主の未配偶子女				3			2				1	3
その他	3	1	2	2		1	2	2		1	2	8
不明			2					2				2
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

第39表 食事のあと片付け

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
妻	6	2	14	24		9	21	4	3	5	4	46
後継者の妻	2	1	8	1				11			1	12
世帯主	1		2	2	3		1		1			5
世帯主の未配偶子女				4			4					4
妻とその未配偶子女	1		2	1			3				1	4
その他	4	1	2	2		1	2	2		1	3	9
不定		1	1	1			1	2				3
不明			1					1				1
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

## (9) 洗濯

「洗濯」の役割遂行者の階層別・家族形態別の分布は前とほぼ同じであり、この仕事も世帯主の妻を中心に女性の仕事となっている(第40表参照)。

## (10) 裁縫

「裁縫」の場合も、やはり世帯主の妻と後継者の妻の仕事となっているが、他の家族員への分散が一層少なくなって、前者が31.9%、後者が20.2%、合わせて80%以上になり、この傾向がさらに著しくなっていることがわかる(第41表参照)

## (11) 総括

以上において、家事に関する10項目の役割が誰によって担当されているかを述べてきたが、それらの結果を通じて見られる一般的傾向について述べておこう。

まず、家事労働は、階層・家族形態を問わず<sup>45)</sup>、女性の仕事となっているといえるであろう。その中心的担当者は、主婦の担当が半分以上を占めたものを高いほうから順に示すと、①裁縫、②献立の決定、③洗濯、④炊事、⑤食事のあと片付け、⑥食料品の買出し、⑦庭の掃除、⑧風呂たきとなっ

第40表 洗濯

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
妻	7	2	16	25		9	26	2	3	5	5	50
後継者の妻	2	1	8	4				14			1	15
世帯主	1	2	2	2	3	1	1	1	1			7
世帯主の未配偶子女			1	1			2					2
その他	4		2	3			3	2		1	3	9
不明			1					1				1
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

第41表 裁縫

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
妻	7	3	15	27		9	25	5	3	5	5	52
後継者の妻	5	1	8	3			2	12		1	2	17
世帯主	1		2	2	3		1		1			5
世帯主の未配偶子女			1				1					1
その他・不定	1	1	2	3		1	2	2			2	7
不明			2				1	1				2
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

しており、いかに家事労働が主婦の役目となっているかがわかる。

次に、階層間・家族形態間のちがいは、調査結果に関する限りでは、傾向としてとらえられるほどあらわれているものではない。ただIVの形態をとる家族では、家事労働の中心が嫁になっている。また未配偶子女(=子ども)が見だされるのは、主に可動労働力の少ないIIIの形態の家族の場合で、彼等が家族労働力の補助者としての役割を果たしているといえるであろう。

### 3節 対外活動

家族を取り巻く諸集団への参加は、単なる個人

としてではなく、家族の代表者として行われる。したがって、その際、誰が家族の代表者となって参加するのかという問題は、個人に解消しえない問題であるとともに、役割構造や、権力構造とも大いに関連した問題である。こうした観点から、現実には、「PTA出席」「組の集会参加」「近所づきあい」「親類づきあい」の役割が、誰によって遂行されているかを次に見ていく。

#### (1) PTA出席

子どもの教育に関することであり、子どもの両親が最も関心を持つべき問題であることから、両親の役割になると思われるが、調査の結果は、第42表のとおりである。ここでは、小学校から高校

までに就学中の子どもがいる 51 家族を対象とした。

この結果でわかるように、全体を通じて、子どもの父親、母親、およびその共同型の占める割合は 94.1% におよび、その中では母親が 60.7% と一番多く担当しており、その他の家族員に分散される余地は皆無に近い。総じていうならば「PTA 出席」は、子どもの両親によって、とりわけ母親によって担当される傾向にあるといえる。しかし、父親の参加率が 27.7% と、これに「父母共同型」を加えれば 33.3% と、一般に考えられている以上に高くなっていることが注目されよう。

## (2) 組集会

本村の場合、5つの部落がそれぞれ大組となっており、そのもとに近隣組として 14 の小組があり<sup>46)</sup>、これによって部落自治組織が構成されている。

ここでいう組集会とは、このうち大組のほうを指すものである。

「組集会への参加」者の様子を示せば、第 43 表のごとくである。

これでわかるように、63.1% を世帯主が占めており、これについて後継者が 16.9% を占めている。この役割は男性の仕事で、特に世帯主がその

第42表 PTA出席

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
妻	3	1	7	3			7	3	1	2	1	14
後継者の妻	6	2	9	14			14	9	1	1	6	31
世帯主	1		1	1			1	1		1		3
世帯主の未配偶子女		1						1				1
その他・不定				1				1				1
不明				1			1					1
計	10	4	18	19			23	15	2	4	7	51

本調査による

第43表 組集会

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
世帯主	5	3	19	26	2	8	27	4	4	3	5	53
妻	1		1	3		1	2			1	1	5
後継者	4	1	6	3				11		1	2	14
後継者の妻	2		1					3				3
未配偶子女			1				1					1
でない			1	1			1	1				2
不明	2	1	1	2	1	1	1	1		1	1	6
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

中心的担当者となっているといえよう。Ⅳの形態の家族は、世帯主に代って、後継者がこの役割の担当者となっている。

### (3) 近所づきあい

「近所づきあい」の場合は、第44表でわかるように、前とは異なった傾向を示している。つまり、世帯主とその妻とがほぼ同じ割合で担当者となっており、これに「世帯主と妻」の共同型を考慮するならば、両者で77.3%を占めている。したがって近隣とのつきあいは、世帯主とその妻で行われているといえよう。

この傾向は、階層別に見ても家族形態別に見ても、世帯主とその妻の例数にあまり差異がないことからわかるであろう。

### (4) 親類づきあい

本村の家族の主な親類の所在地を見ると、第45表のとおりである。これでわかるように、その57.5%が村内にある。これに隣接地域の東三河地方、西遠地方、天竜村を加えると、87.6%になっており、きわめて村から離れた地域にあっては、親類数もごく少数になっていることがわかる。

これらの親類との関係を示したのが第46表で

ある。これで見ると、婚出、婚入、それと婿養子による婚姻関係が46.4%と一番多くを占めている。しかも本村の場合、村内婚率が60.2%<sup>47)</sup>と極端に高くなっていることを勘案するならば、姻戚家の多くは、村内にあるものと思われる。

これらの「親類とのつきあい」は、第47表に示したような内容で行われている。特につきあいの頻度の高いものは、葬儀(92.8%)・婚礼(86.9%)・出産(73.4%)・盆・暮・正月のつきあい(58.1%)など「家」の関係を重んじた儀礼が中心となっている。しかし、災禍時の世話(46.6%)・万事相談(36.3%)・多忙時の手伝い(33.1%)なども比較的多く見られるのは、前に述べたように親類が村内に多くあって、親類家どうしの相互補完組織の性格を持っているといえよう。

以上のような性格を持った親類とのつきあいが、誰に担当されているかを示すと第48表のごとくである。

これでわかるように、前述の「近所づきあい」の場合と同様に、世帯主とその妻が、単独型、または共同型で、この役割の担当者となっているといえてよいであろう。ここで、妻が世帯主に順じ

第44表 近所づきあい

担当者	階層・家族形態				(戸)							
	上	中	下	下下	I	II	III	IV	V	VI	VII	計
世帯主	5	2	10	11	2	3	15	2	2	1	3	28
妻	3	1	8	15		5	11	2	1	3	5	27
後継者		1	5	2				8				8
後継者の妻	4		2					4		1	1	6
世帯主と妻	1	1	2	6		2	5	1	1	1		10
世帯主の未配偶子女			1				1					1
なし			1					1				1
不定	1		1					2				2
不明				1	1							1
計	14	5	30	35	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

第45表 主な親類の所在地

所在地		親類数
部落内		94
村内（部落外）		90
愛知県	東三河	58
	その他	16
静岡県	西 遠	25
	その他	2
長野県	天竜村	14
	その他	6
その他の件		12
不 明		3
計		320

本調査による

第46表 主な親類との親類関係

親類関係	親類数
本 家	20
分 家	54
婚 出	84
婚 入	53
婿養子	11
その他	82
不 明	6
計	310

本調査による

第47表 主な親類とのつきあい

つきあい内容	全村計
万事相談	116
結婚相談	43
金の貸借	26
多忙時の手伝い	106
就職の世話	33
災禍時の世話	149
物の貸借	42
祭 礼	146
金・暮・正月	186
出 産	235
婚 礼	132
葬 儀	278
法 事	297
親類数	320

本調査による

第48表 親類つきあい

(戸)

担当者	階層・家族形態				I	II	III	IV	V	VI	VII	計
	上	中	下	下下								
世帯主	4	2	12	11	2	4	11	4	2	2	4	29
妻	3		5	1		3	11		1	1	4	20
世帯主の妻	2	2	2	9		2	9	1	1	2		15
後継者	1	1	4	1				7				7
後継者の妻	2		3	1				5			1	6
その他・不定	2		4			1	1	3		1		6
不 明				1	1							1
計	14	5	30	24	3	10	32	20	4	6	9	84

本調査による

で多くあらわれているのは、姻戚家との関係では、自己がその間に入らなければならないからであると思われる。

IVの形態の家族では、後継者の夫婦が「親類づきあい」にも中心的担当者となっており、既にその他の役割行動領域でも見てきたごとく、世帯主

の代から、後継者夫婦の代になっているといえよう。

(5) 総括

以上、対外活動について述べてきたが、その結果を要約して述べておこう。

「PTA 出席」は、その子どもの両親によって行



われ、他家族員に分散することはほとんどなく、中でも母親の占める割合が父親よりも高くなっている。この傾向は、階層・家族形態を問わず全体を通じて見られる傾向にあった。

「組集会」の出席は、世帯主が主に担当しているが、「近所づきあい」と「親類づきあい」の担当者は、世帯主とその妻で、ほぼ同じ担当率を占めている。このような傾向の中でただⅣの形態の家族のみが後継者を中心としている。

## 終章 結論

以上、佐久間ダムの建設とそれ以降に始まった高度経済成長によって、農林業生産構造が大きな変化を強いられ、その結果、家族構成・家族形態はもちろんのこと、家族の役割構造がいかに規定されているかを、愛知県下の一小村の家族を通じて考察してきた。高度経済成長によって惹起された農工間・地域間の所得格差の増大による経済的圧迫は、予想以上に激しいものであり、若年労働人口の流出、兼業化、離農、離村、いうならば、いわゆる過疎現象をもたらしている。それは、家族構成・家族形態にも当然波及している。こうした前提に立って、これまでに分析してきた役割構造の分析結果から、注目された傾向を述べて、一応の結論と今後の課題について触れてみたい。

- 1) 保護・教育活動と「PTA 出席」は、その子どもの両親、特に母親の役割分担となっており、他の家族員に分散する例はほとんど見られない。
- 2) 役割分担の中心者は、各階層とも、ほぼ同一の傾向を示している。「普段の金の出し入れ」以外の経済活動と「組集会」への参加は世帯主の、家事活動はその妻の、それぞれ役割分担となっており、「近所づきあい」と「親類づきあい」は、両者の役割となっている。

- 3) 「家計の支持者」が「金目の物を買う時」と「作業の段取り」の決定者となっており、これは「家計の支持者」が、家業経営において、最も大きな決定権を持っていることを示すものであると思われる。しかし、上・中層では、必ずしも「家計の支持者」が「作業の段取りの決定者」とはなっておらず、実際の農林業生産労働における中心者が「作業の段取りの決定者」となる傾向にあるといえよう。
- 4) 「普段の金の出し入れ」を分担しているものが「食料品の買出し」の遂行者となっており、それは、家計の運営者であることを示しているといつてよいであろう。また日常の家計運営の役割分担をするものは、「家計の支持者」の妻であるといえる。
- 5) 下層では、核家族が多いため、役割担当者が世帯主とその妻に集中している。またこの階層で、未配偶子女の例が多く見られるのも、可労働力構成員の少ない核家族が多くを占めているためと思われる。
- 6) 下層で、後継者とその妻が、上に述べてきたような傾向に順じて役割分担をしている例が比較的多い。これらの家族が、すべてⅣの形態をとる家族であることを勧告するならば、これは、世帯主が高齢となったか、兼業による農外労働により、後継者が「家計の支持者」になったかの理由によって、家業経営・家計管理権が彼等に移ったものと思われる。

以上に要約したように、農村家族の役割構造の一般的傾向について見てきた。これだけの結果から結論するならば、次のようにいうことができよう。

兼業の進展によって、農家生活における農業経営の経済的地位が相対的に著しく後退し、兼業が優位に立つようになった。兼業労働の中心的な担い手である後継者は、農家所得において、重要な

位置を占める兼業所得の源となっており、それは、家族内における後継者の権威を高め、世帯主中心の権力構造を解体・再編させつつあり、後継者中心の権力構造に移行する兆しささえあらわしているように見える。こうした傾向は、兼業所得に依存する割合の大きい下層農家に、特に顕著にあらわれており、役割構造に変化をもたらし、後継者を経済活動の中心者とするとともに、その妻をも実質的に主婦の役割担当者にさせつつある。しかし、また一方で、世帯主夫婦と後継者夫婦との間に異なった生活様式を現出させ、直系家族の内部構造に新たな問題を生み出している徴候も見えるが、それは本調査の範囲外となるので、今後の課題として、とどめておきたい。

しかし、調査結果からもわかるように、所期の目的であった階層間の役割構造の差異性を必ずしも明確にとらえることができなかつた。これは、役割行動の質問項目があまりにも一般的かつ抽象的であったことと、調査地ならびに階層区分などの限界によるものと思われる。これは、今後の調査方法に残された問題だといえよう。

以上、この論文では、激動期における農村社会の家族の実態を、役割構造を通じて、実証研究してきた。本研究の結果をもとに、家族と社会教育活動との関係を究明していく場合には、本研究で触れえなかつた村落構造と家族との関係が明らかにされねばならない。なぜならば、農民自身が、自己の生活現実から出る個人的・社会的な教育的要求を自発的に展開する場合、一方では、生活共同集団としての家族から規制されるとともに、他方では、少なくとも村落内部における生産関係、そこでの農民の存在形態、および村落の政治的支配構造によっても規制されているからである。

しかし、村落構造は、基本的には生産関係に照応・矛盾したものとしてあらわれるであろうが、絶えず一様な姿としてとらえられるものではなく、生産力の発展に伴って、歴史的に変動してきたし、今後も変動するであろう。したがって、今

後は、農村社会の変動と家族との関係、ならびにそれと農民の意識や実践との関係をも深く究明していかなければならない。これらの課題は、今後の研究において着実に究明していきたい。その場合、本論分で述べてきた、家族の分析視点と方向を逸脱することがあってはならないであろう。

#### 注

- 1) 川島武宣『日本社会の家族的構成』日本評論社 1966 3～25頁、特に5頁。
- 2) 福島正夫『日本資本主義と「家」制度』東大出版 1967 12～13頁。
- 3) 福島『前掲書』14頁。
- 4) 有賀喜左衛門『日本の家族』至文堂 7頁。
- 5) 小規模土地所有と賃金水準の上昇によって、雇用労働力に依存する資本家的農業経営の不可能なことが、家族労働を多く必要とし、数世代を家族員とすることを必然たらしめるという事実や、農外労働の雇用の不安定性と老人保護を含めた家族維持に値する賃金保障がないことが、農民の土地への執着を依然として強くしているという事実。
- 6) 松原治郎、余田博通編『農村社会学』川島書店 1968 119頁。
- 7) 内部構造に関する研究は、森岡清美編『家族社会学』（有斐閣 1967）の第5講・第6講、大橋薫・増田光吉編『家族社会学』（川島書店 1968）のI章・IV章、福武直・日高六郎・高橋徹編『講座社会学 第4巻』（東大出版 1967）の第1章・第2章に見られる。しかし、まだこれは試論的段階であり、体系化されていない。家族の機能に関する研究は、鈴木栄太郎を始めとして早くから研究されてきた。したがって、内部構造のうちで家族機能との関連性を密にする役割構造が一番進んでいるといつてよい。小山隆編『現代家族の役割構造』（培風館 1968）、同編『現代家族の研究』（弘文堂 1966）の第一部第6章に調査を通じた実証研究が見られる。これは地域差とか一般的傾向を実証する研究であつて本研究とは質的に異なる。
- 8) 福武他編『講座社会学 第4巻』東大出版 1967 37頁。
- 9) 同上 38頁。
- 10) 小山隆『現代社会の役割構造』培風館 1968 2頁、大橋・増田編『家族社会学』川島書店 1968 38頁、福武他編『講座社会学 2巻』1967 135頁参照。
- 11) 『社会学辞典』有斐閣 387頁「社会的地位」の項参照。
- 12) 小山『前掲書』3頁。
- 13) R. Linton. 清水幾太郎・大養康彦訳『文化人類学入門』創元新社 1967 100頁参照。
- 14) エンゲルス 村井康男・村田陽一訳『家族・私有財産および国家の起源』国民文庫 1966 8頁参照。
- 15) 福武直『農村社会の変動』（東畑精一編『日本農業の変革過程』岩波書店 1968）505頁。
- 16) 福武 同上。

- 17) 1965年中間農業センサスによれば、農業・第一種兼業・第二種兼業農家の占める割合は、それぞれ20.5%、37.2%、42.3%である。ちなみに1955年の場合を示すとそれぞれ34.5%、38.0%、27.5%であった。専業農家が減り、兼業農家、特に第二種兼業農家が増大していることが目につく。
- 18) 『鈴木栄太郎著作集 1巻』未来社 283頁参照。
- 19) 山室周平・服部治則「農村の家族はいかなる機能を、いかに果たしているか」(『社会学評論』21 1955 68～69頁)参照。山室等は国勢調査の職業分類表に基づいて、農村家族の機能を種別しているが、農村家族の果たしている機能の実態を見ることができる。
- 20) 完全な相互の愛情に基づく性愛は、その本性上排他的であるが、現実に一夫一婦制においてそれが徹底されているのは女性だけであり、男性にあっては、家族外においても性的欲求の充足が行われているのは事実であろう。しかしそのことが、大量現象としての婚姻関係による社会的性秩序の維持統制の事実を妨げるものではない。
- 21) 川島武宣『結婚』岩波新書 1968 212頁参照。
- 22) 川島『前掲書』213頁。
- 23) 下層農民の間では、家産の欠如等によって、「家」としての形成根拠も薄弱あり、夫の家長権としての実体は弱いものであったが、その妻に比べて経済的優越性は存在し、家族内での地位は妻に勝っていた。
- 24) 『鈴木栄太郎著作集 1巻』未来社 236頁。
- 25) 余田・松原編『農村社会学』川島書店 116頁。
- 26) 菊池幸子「家族の教育的機能論序説—教育社会学の視点から—」(『社会学評論』71 1967 65頁)参照。
- 27) 大内力『日本における農民層の分解』東大出版 1969 254頁。
- 28) 日常生活の生活保障は、家計を同一にしている世帯においてなされている。しかし独立分家していない他出家族員(分派世帯)も究極において家族の中心を構成する本拠世帯に依存している。したがって、家族が生活保障の場を構成する生活共同集団と見てさしつかえない。
- 29) 『教育社会辞典』東洋館出版 121頁「家事労働」の項参照。
- 30) 日本人文化学編『佐久間ダム』東大出版 1958 487～488頁参照。村の歴史とダム建設前後の様子については本書によった。
- 31) 直接の水没世帯は74戸で、他の29戸は物理的な意味で水没したのではなく、生活上の支障を来して移住せざるをえなかったものである。
- 32) 数は不明であるが、ダムの水没によって相当数の農家世帯が村外へ離農移住しており、それらの耕地もほとんど水没したため、在村者へ耕地が流入した面積は少ない。
- 33) 耕運機の所有農家は、本村の2戸の田の所有農家のうちの1戸であり、耕運機の使用はこの田の耕運を主目的としている。したがって、畑での耕運機による耕作は本村では皆無に等しい。
- 34) 『北設地域森林計画書』参照。
- 35) 林野庁の指定伐採平均樹齢が41年であるのに対して、本村では35～40年ほどでその規模に成長する。
- 36) 村有林は、もとは寺有林であった。現在立木が村有で、土地は寺有となっている。
- 37) 経営耕地1反未満を所有する場合も農業世帯と呼ぶことは、本村の劣悪な条件を考慮すると問題であるが、ここではそのまま農業世帯と呼ぶことにする。
- 38) 小山隆編『現代家族の研究』弘文堂 1966 58頁参照。家族の類型区分をここに述べたように7類型に分けたが、これは小山氏の類型区分をそのまま取り入れた。
- 39) Iの単身世帯を家族とみなすことは、分派世帯(他出家族員による他出世帯)が本拠世帯(家族の本拠となっている世帯)かで問題であるが、ここでは第17表の注)1で記したごとく家族の一形態として算出した。なお本拠世帯と分派世帯については、松島静雄・中野卓『日本社会要論』(東大出版 1967)16頁参照。
- 40) ここに分類した家族構成のうちⅦの傍系親族を含む世帯は、第17表の注)3に記したごとく、傍系親族が配偶者を持たず、将来も配偶者を持って同居することもないから、直系家族の一世帯として考えてさしつかえない。
- 41) IIの形態については、第17表の注)2を参照。
- 42) 小山隆「家族形態の周期的変化」(喜多野清一・岡田謙編『家—その構造分析』創文社 1959)参照。第3図は、同書79項の図による。
- 43) 農家では、「にわ」という呼び名で家の中の土間を指す場合もあるが、ここにいう庭は、「家の外の庭」を指している。
- 44) Iの形態では、役割の担当者が世帯主1人しかいないので除外した。
- 45) Iの形態の家族は、単身家族であるから、必ずしもこのようにはいえないことはもちろんである。
- 46) 大組・小組については、福武直『日本農村社会学』東大出版 1968 105～112頁参照。
- 47) 夫婦ともに生存している場合のみでなく、その片方が亡くなっている場合も含めて算出した。

### 【付記】

本稿の舞台となった富山村は、1956(昭和31)年の佐久間ダム建設による水没によって、東京都の離島、青島村を除くと全国最少人口の行政村となってきたところであるが、2006年11月27日に隣村の豊根村に吸収合併されて愛知県北設楽郡豊根村富山となり、日本一のミニ村の歴史を閉じた。

ここは、中世村落の形成に関する史料として注目された『熊谷家伝記』の村々の所在地として、さらに民俗芸能「花祭りの里」の一郭として知られてきたところで、戦前から民俗学、民族学、歴史学、経済史学、社会学などの研究者に関心を持たれてきた。また、昭和30年代からは天竜川中流域の電源開発や開拓離村がもたらした村落社会の変化が新たな研究課題に加えられ、多くの社会学者が現地調査に入るようになった。本調査研究

も、論文の中で触れたように、このような研究動向のなかで実施されたものである。

本稿は、1969（昭和44）年7月に実施した現地調査結果をもとに同年末に論文としてまとめたもので、その成果の一部を翌年7月に第17回東北社会学会大会において「農村家族の役割構造論序説」として口頭発表した。今回本学部紀要に投稿して、このような拙論をそのまま発表しようとしたのは、次の三つのことがきっかけや後押しとなったからである。一つには、日本文学学会編『佐久間ダム』（東京大学出版会 1958）で富山村を担当執筆され、後に奈良女子大学長を務められた故後藤和夫先生が、定年後の1987年11月7日に私の自動車で私と富山村を再訪したおり、かねてお見せしていた本稿について道中いろいろご教示をいただくとともに、活字にするように励まされ、それを果たさないままにいたことである。二つには、2006年11月に北設楽郡東栄町で開催された第54回日本村落研究学会大会の際に、数名の参加者から当時の富山村民の生活を記録として伝えるためにも、この拙論を印刷物として公にしたいと要請をいただいたことである。そして三つには、2010年3月末で東京農工大学を定年退職された若林敬子氏が、昨年10月に出版された『日本の人口問題と社会的現実 第Ⅱ巻 モノグラフ篇』（東京農工大学出版会）のなかで私のかつての富山村調査に触れていただいた（67頁）ことである。

なお、富山村に関連した論考としてその後まとめた拙稿に、「開拓農民の生活史」（同志社大学文学部科学研究費研究成果報告書『庶民の生活史に関する総合的研究』1～10頁1987）、それを発展させた「開拓農民の生活史」（庶民生活史研究会編『同時代人の生活史』未来社14～51頁1989）、「奥三河の花祭り」と村落研究—早川孝太郎『花祭』上梓の頃—（日本村落研究学会編『年報 村落社会研究 43』農山漁村文化協会 2008）などがある。

くろやなぎ・はるお / 文化情報学部教授  
E-mail : hkuro@sugiyama-u.ac.jp